Ｒ２徳島視覚支援学校他　屋内運動場棟等空調設備設置工事空調

＜図面目録＞

図面番号	図　面　名	縮　尺	
		A2(原寸)	A3
AC-01	空調工事仕様書　1	NON	NON
AC-02	空調工事仕様書　2	NON	NON
AC-03	配置図　　付近見取図	1／500	1／704
AC-04	（屋内運動場棟）機器表	NON	NON
AC-05	（屋内運動場棟）系統図	1／50 1／100	1／70 1／141
AC-06	（屋内運動場棟）冷暖房設備　１階平面図	1／100	1／141
AC-07	（屋内運動場棟）冷暖房設備　２階平面図	1／100	1／141
AC-08	（屋内運動場棟）室外機回り平面図	1／100	1／141
AC-09	（屋内運動場棟）室外機回り平面詳細図	1／50	1／70
AC-10	（屋内運動場棟）アリーナ室内機回り （平面・展開・断面）参考図	1／50	1／70
AC-11	（屋内運動場棟）換気設備　１階平面図	1／100	1／141
AC-12	（屋内運動場棟）換気設備　ｷｬｯﾄｳｵｰｸ階平面図	1／100	1／141
AC-13	（屋内運動場棟）換気設備　既設改修１階平面図	1／100	1／141

＜図面目録＞

図面番号	図　面　名	縮　尺	
		A2(原寸)	A3
AC-14	（校舎棟）機器表	NON	NON
AC-15	（校舎棟）系統図	NON	NON
AC-16	（校舎棟）１階全体平面図	1／200	1／282
AC-17	（校舎棟）２階全体平面図	1／200	1／282
AC-18	（校舎棟）３階全体平面図	1／200	1／282
AC-19	（校舎棟）４階全体平面図	1／200	1／282
AC-20	（校舎棟）１階　教育相談室　平面詳細図	1／50	1／70
AC-21	（校舎棟）２階　個別 2-1 教室　平面詳細図	1／50	1／70
AC-22	（校舎棟）３階　視聴覚室　平面詳細図	1／50	1／70
AC-23	（校舎棟）４階　家庭科室　平面詳細図	1／50	1／70
AC-24	（校舎棟）４階　礼法室　平面詳細図	1／50	1／70
AC-25	（校舎棟）２階　屋根　平面詳細図	1／50	1／70
AC-26	（校舎棟）４階　基礎医学 2 室　平面詳細図	1／50	1／70
AC-27	（校舎棟）３階　屋根　平面詳細図	1／50	1／70
AC-28	（校舎棟）４階　防災学習室　平面詳細図	1／50	1／70

＜図面目録＞

図面番号	図　面　名	縮　尺	
		A2(原寸)	A3
A-01	建築工事　特記仕様書　1	NON	NON
A-02	建築工事　特記仕様書　2	NON	NON
A-03	（屋内運動場棟）仮囲い図	1／100	1／141
A-04	（屋内運動場棟）２階平面図	1／100	1／141
A-05	（屋内運動場棟）１階天井伏図	1／100	1／141
A-06	（屋内運動場棟）アリーナ部分詳細図	1／50 1／30	1／70 1／42
A-07	（屋内運動場棟）外構図	1／100	1／141
A-08	（屋内運動場棟）室外機基礎図	1／30	1／42
A-09	（屋内運動場棟）雑詳細図	1／30	1／42
A-10	（校舎棟）足場位置．天井伏図　1	1／100	1／141
A-11	（校舎棟）足場位置．天井伏図　2	1／10	1／14

空調工事仕様書

I. 工事名
　Ｒ２徳島視覚支援学校他　屋内運動場棟等空調設備設置工事空調

II. 工事箇所
　徳島市二軒屋町

III. 建物概要

建物名称	徳島（視覚・聴覚）支援学校屋内運動場棟	構造	Ｓ造	階数	地上２階
建築基準法による延床面積(m²)	1,339.6　m²	消防法施行令別表第1の区分	６項（ニ）		

建物名称	徳島（視覚・聴覚）支援学校校舎棟	構造	ＲＣ造	階数	地上４階
建築基準法による延床面積(m²)	7,569.73 m²	消防法施行令別表第1の区分	６項（ニ）		

IV. 工事種目

種　　目	工　事　概　要
空 気 調 和 設 備	
1）機　器　設　備	図示位置に空調設備（ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ式ﾏﾙﾁｴｱｺﾝ及び電気式ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟｴｱｺﾝ）を設置する工事一式。
2）配　管　設　備	空調設備設置に伴う配管工事一式。
4）換　気　設　備	空調設備設置に伴う換気工事一式。
5）ガ　ス　設　備	既設都市ガス管及び液化石油ガスエア発生装置よりガス消費機器までの配管工事一式。
6）総　合　調　整	機器及び配管設備完了後の総合調整一式。
7）建　築　工　事	空調設備設置に伴う建築工事一式。

V. 共通仕様
　特記仕様書及び図面に記載されていない事項は，国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)」(ただし，改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)」)及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(平成31年版)」による．なお，本工事が建築工事又は電気設備工事を含む場合は，それぞれの工事に係る標準仕様書による．また，国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「機械設備工事監理指針(令和元年版)」を参考とする．

VI. 特記仕様1(一般共通事項)
1. 本工事に必要な工事用電力，水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む．
　官公署その他への届出手続等は(標仕 <1>1.1.3)により行う．なお，(監理指針 <1>1.1.4)を参考とする．
　本受電後引渡しまでの基本料金　（ 本工事 ・(別途)）
2. 工事写真はしゅん工，着工前，機材，施工状況の順に写真帳に整理し，提出する．しゅん工については，工事目的物の状態が，また，機材，施工状況等については，不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること．国土交通大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」を参考とする．
3. 完成図等
　(1) 本工事は電子納品の対象工事である．
　　(注)　電子納品とは，「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査，設計，工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品することをいう．
　(2) 工事のしゅん工に際し，次の図書，資料を作成し，監督員と協議の上，提出する．
　　・竣工図の製本×3部(2つ折，原図版)　　・竣工図の電子データ(CD-R)×2部　　・保全に関する資料×1部
　　・工事写真：写真帳(着手前，竣工)×1部，電子データ×2部
　　・使用材料一覧表(4部(うち3部は竣工図表紙裏面に貼付)，電子データ2部)
　　(注)・竣工図(製本，データ共)については，必要な関係図面(原図，CADデータ等を貸与)を修正して作成すること．
　　・竣工図の電子データ(CD-R)は，CADデータ(SFC形式及びオリジナル形式)及びPDFデータとする．
4. 工事の着手に先立ち工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し，監督員に提出する．また，品質計画及び工種別の施工計画書並びに施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し，監督員に提出する．品質計画及び施工図等については，監督員の承諾を受ける．(標仕 <1>1.2.2，<1>1.2.3)
　品質管理は，適切な時期に品質計画に基づき確認，試験又は検査を行う．結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は，品質計画にしたがって適切な処理を施す．
　また，その原因を検討し，再発防止のための必要な処置をとる．(標仕 <1>1.3.4，監理指針 <1>1.3.4)
　使用する機材が，設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料（製作図，試験成績書を含む）を監督員に提出する．（JISマーク等表示品を除く）(標仕 <1> 1.4.2)
　上記の施工計画書には，「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること．
5. 設計図書に疑義が生じたり，現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは，「疑義に対する協議等」(標仕 <1>1.1.8)による．
6. 技能士の適用
　技能士の適用については，次の技能検定作業（以下「作業」という．）のうち，各工事毎に適用する作業を指定するものとする．
　技能士は，職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし，資格を証明する資料を監督員に提出すること．技能士は適用する工事作業中，1名以上の者が自ら作業するとともに，他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと．
　技能士は，氏名，検定職種，技能士番号等，県が指定した内容を記載した名札等により，資格を明示するものとする．
　なお，指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする．

○ 印 ･･･ 適用作業

工事種目	技能検定職種	技　能　検　定　作　業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業　・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業　・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業　・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業　・ 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業
	かわらぶき	・ かわらぶき作業
工事種目	技能検定職種	技　能　検　定　作　業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業　・ 木製建具機械加工作業　・ アルミ製室内建具製作作業
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業　・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業　・ ボード仕上げ工事作業
	表装	・ 表具作業　・ 壁装作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
配管	配管	・ 建築配管作業
機械設備	冷凍空気調和機器施工	・ 冷凍空気調和機器施工作業

7. 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については，工事着手前に資格者名簿を提出する．
8. 本工事のうち建築工事，電気工事及び管工事について下請業者を使用する場合は，工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すること．
9. 機器類は，図示する形状又は配管などの取出し位置等により，特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない．
10. 既存のコンクリート床，壁等の配管貫通部の穴明けは，原則としてダイヤモンドカッターによる．(改修標仕 <2>4.1.3)
　梁，スラブ等の構造体貫通の場合は，施工方法について監督員の確認を受けた後に施工する．
11. 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は，既成にならい補修する．
12. 他工事との取り合いは下表による．

工　事　項　目	電気工事（別工事）	空調工事（本工事）	備　　考
室内外機間連絡配線（校舎棟）		○	
室内外機間連絡及びリモコン配線（屋内運動場棟）	○		
リモコン及びコントロールスイッチ		○	
同上取付	○		
天井埋込個所の天井材の切込み		○	
同上補強		○	

13. 発生材の処理等は，「発生材の処理等」(標仕 <1>1.3.9)により行う．
　(1) 産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する．なお，本工事に限る個別契約を処分許可業者と交わすこと．

種　類	処分許可業者の会社名（処分区分）	優良	所　在　地 処　分　地	運搬距離(km)	処分費(税抜,円)	単位
コンクリート(無筋)	(株)徳島機械センター（中間処分）	○	徳島市丈六町森ノ木 9-1 徳島市丈六町森ノ木 9-1	5.9	820	t
コンクリート(有筋)	(株)徳島機械センター（中間処分）	○	徳島市丈六町森ノ木 9-1 徳島市丈六町森ノ木 9-1	5.9	820	t
アスファルト	(株)徳島機械センター（中間処分）	○	徳島市丈六町森ノ木 9-1 徳島市丈六町森ノ木 9-1	5.9	870	t
金属(処分)	(株)旭金属	○	徳島市東沖洲１丁目 12 徳島市東沖洲１丁目 12	7.6	0	t
ガラス	(株)フクブル		徳島市上八万町田中 1148-1 徳島市上八万町田中 1148-1	6.3	4,000	t
木材	(有)徳島興産	○	徳島市津田海岸町2番地90号 徳島市津田海岸町2番地90号	5.6	10,000	t
廃プラ	(財)徳島県環境整備公社（徳島東部）		板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	16.0	22,700	t
汚泥	宮崎基礎建設（株）	○	鳴門市大麻町三俣字津久田61番地 1 鳴門市大麻町三俣字津久田 4-1,5-7	12.5	11,000	t
石膏ボード	(財)徳島県環境整備公社（徳島東部）		板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	16.0	22,700	t
ｱｽﾍﾞｽﾄ 含有成形板等	(株)明和クリーン		三好市山城町寺野字大休場 956 三好市山城町寺野字大休場 956	88.6	20,000	m³
廃石綿等	(株)明和クリーン		三好市山城町寺野字大休場 956 三好市山城町寺野字大休場 956	88.6	50,000	m³

　(注)　表中「優良」欄に丸印の入っている業者は，「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者」であることを示す．
・コンクリート・アスファルト類の搬出先については，中間処理施設のみとする．木材については，50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする．
・上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが，増額変更の対象とはしない．また，この場合，処分単価の見積書を求め，減額変更を行うことがある．
　なお，上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下，「優良産廃処分業者」という．)に認定されているとき，処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること．ただし，諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は，理由書を監督員に提出すること．
(2) PCBを含む機器は，調書を添えて引き渡しとする．
(3) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は，フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき，作業や手続きを行う．家電リサイクル法に該当する機器については，家電リサイクル法により処理すること．
(4) 受注者は，工事で発生する産業廃棄物を保管する場合，又は自ら運搬する場合においては，廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること．
(5) 受注者は，建設副産物が排出される工事にあたっては，建設発生土は建設発生土調書，産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により，適正に処理されているか確認するとともに，監督員に建設発生土搬出調書(様式3)を提出しなければならない．なお，監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない．
(6) 受注者は，資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という．）に基づく建設業に属する事業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19条）第8条で規定される工事，又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において，コンクリート（二次製品を含む．），土砂，砕石，加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には，（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「ＣＯＢＲＩＳ」という．）により再生資源利用計画書を作成し，監督員の確認を受けなければならない．
　受注者は，資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事，又は一定規模以上の工事において，建設発生土，コンクリート塊，アスファルト・コンクリート塊，建設発生木材，建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には，ＣＯＢＲＩＳにより再生資源利用促進計画書を作成し，監督員の確認を受けなければならない．
　受注者は，再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には，工事完了後速やかにＣＯＢＲＩＳにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し，監督員に提出しなければならない．
　受注者は，ＣＯＢＲＩＳの入力において，資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について，その施設名，施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない．ただし，バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする．
(7) 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し，工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし，「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
14. 本工事の着手に際し，火災保険等(火災保険，建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む．))を請負額に応じて付保する．(標準請負契約約款 第49条)
　(1) 対　　象　　物　工事目的物及び工事材料(支給材料を含む)について付保する．
　(2) 付 保 除 外 工 事　次に掲げる単独工事については，付保を除外できる．
　　・杭及び基礎工事　・コンクリート躯体工事　・屋外付帯工事
　　・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)
　(3) 付保する時期及び金額　鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に，木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に，請負金額相当額を付保する．
　　また，模様替え工事等については，工事着手時に請負金額相当額を付保する．
　(4) 保　　険　　終　　期　工事完成期日に14日を加えた期日とする．なお，工事延伸した場合には保険の期間も延長する．
　(5) そ　　の　　他　付保する時期以降に出来高払を行う場合は，受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する．
15. 工事実績情報の登録
　受注者は，請負代金額が500万円以上の工事については，工事実績情報システム（コリンズ）に基づき，工事実績情報として，「登録のための確認のお願い」を作成し，監督員の確認を受けたのちに，次に示す期間内に登録機関に登録しなければならない．ただし，期間には，土曜日，日曜日，祝日等は含まない．
　(1) 工事受注時　　契約締結後10日以内
　(2) 登録内容の変更時　契約変更締結後10日以内
　(3) 工事完成時　　工事完成後10日以内
　なお，登録内容の変更は，請負代金額，工期，技術者等に変更が生じた場合に行うものとする．
　登録後は速やかに，登録機関が発行する「登録内容確認書」を監督員に提出する．
　なお，変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は，変更登録を省略することができる．
16. 受注者は，本工事の一部を下請に付する場合には，徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない．なお，請負対象工事額(設計金額)が1億円以上の工事については，徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合は，県内営業所を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない．
17. 県内産資材の使用
　(1) 受注者は，木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合，原則として県内産資材を使用しなければならない．
　　ただし，特段の理由がある場合はこの限りでない．なお，WTO対象工事については，県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする．
　(2) 受注者は，請負金額が500万円以上の工事について，県内産資材以外の資材を使用する場合は，県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し，承諾を得なければならない．

　県内産資材(次のいずれかに該当するもの)
　　① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品
　　② 徳島県内の工場で加工，製造された製品
　　注1 部材，部品が県外製品であっても，県内の工場で加工，製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う．
　　注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工，製造した製品も県内産資材として取り扱う．
　　注3 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材，製品であること．

18. 県産木材の使用
　(1) 受注者は，工事標識，指定仮設材及びコンクリート打設用型枠を使用する場合，県産木材を使用しなければならない．
　　ただし，特段の理由がある場合にはこの限りでない．
　(2) 県産木材とは，「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり，次のものが該当する．
　　① 徳島県木材認証制度により，県内産であることが「産地認証」された木材
　　② ①以外においては，徳島県内の森林で育成したことが確認された木材
　(3) 受注者は，請負金額が500万円以上の工事について，県産木材以外の木材を使用する場合には，県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し，承諾を得なければならない．
　(4) 受注者は，県産木材を使用する前に徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しを監督員に提出しなければならない．
　(5) 県内の森林から直接調達するなど，前項により難い場合は，木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない．
19. 県内産再生砕石の原則使用
　受注者は，再生砕石を使用する場合，県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない．
20. 受注者は，本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という．)の発注の際には，発注前に「生コンクリート使用承諾願」，「材料使用承諾願」，「木材使用承諾願」を監督員に提出しなければならない．また，請負金額が500万円以上の工事については，工事完了後に「木材使用実績報告書(電子データ)」及び「建設資材使用実績報告書(電子データ)」を監督員に提出すること．
21. 受注者は，徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(以下「県内企業調達建材等」という．)を優先して使用しなければならない．なお，県内企業調達建材等以外を使用する場合は，県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない．
22. 工事現場において，現場代理人，監理技術者，主任技術者は確認のため，名札を着用する．
23. 工事現場には工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること．工事標識については，原則として
　県産木材を用いた木製品を使用するものとする．また，県産木材の取り扱いについては，18項による．
24. 受注者は，工事の施工箇所及び周辺にある地上地下の既設構造物について，工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い「支障物件確認書」を監督員に提出し，監督員の確認を受けてから，工事着手すること．
　地下埋設物への影響が予想される場所では，施工に先立ち，原則として試掘を行い，当該埋設物の種類，位置(平面・深さ)，規格，構造等を確認しなければならない．
　受注者は，工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し，支障を及ぼさないような措置を施さなければならない．万一，損傷を与えた場合は，ただちに監督員に報告するとともに，施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること．
25. 受注者は，重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む．）又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む．)を行うときは，当該作業を指揮する者を定め，監督員に報告しなければならない．
26. 受注者は，機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は，当該作業を指揮する者を定め，指揮者の合図により行わなければならない．また，作業状況について，写真等の資料を整備及び保管し，監督員の請求があったときは，直ちに提示しなければならない．

（ 特　記 ）

徳島県教育委員会 施設整備課	●工事名 Ｒ２徳島視覚支援学校他　屋内運動場棟等空調設備設置工事空調	●図面番号 AC-01	株式会社 ACE（エーシーイー） 設計 〒770-0044　徳島市庄町１丁目６番地２ Tel(088)632-1103(代) Fax(088)632-1198
	●図面名 空調工事仕様書（１）	●縮尺 1/NON(A2)，1/NON(A3)	

27. 受注者は，工事用車両による土砂，工事用資材，機械等の輸送を伴う場合は，関係機関と打合せを行い，交通安全に関する担当者，輸送経路，輸送期間，輸送方法，輸送担当業者，交通誘導員の配置，標識，安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て，　災害の防止を図らなければならない．特に，輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は，当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない．
28. 受注者は，輸送経路等において，上空施設への接触事故を防止するため，重機回送時の高さ，移動式クレーンのブームの格納，ダンプトラックの荷台の下ろし等について，走行前に複数の作業員により確認しなければならない．
29. 受注者は移動式クレーンを使用する場合は，上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止(警報)する装置，ブームの高さを制限する装置等)付の車両を原則使用しなければならない．ただし，令和２年度末までは，経過措置期間とするが，この期間においても接触事故防止装置付きの車両を使用するよう努めるものとする．
30. 受注者は，高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は，墜落防止に留意し，作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い，その記録を保管すること．
31. 受注者は，休日・夜間に作業を行う時は，事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出しなければならない．
32. 受注者は，工事期間中安全巡視を行い，工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から，資機材の保管状況等についても併せて確認すること．また，監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には，速やかに提出すること．
33. 本工事で使用する建設機械は，「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示　平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする．現場代理人は，施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等，同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする．ただし，同規程に記載されていない機種，規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない．なお，同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は，監督員と協議する．ただし，騒音規制法，徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする．
34. 本工事に使用する土工機械は，「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする．ただし，排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は，平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」，又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業，あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが，これにより難い場合は，監督員と協議するものとする．なお，排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合，現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする．
35. 耐震施工
「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(平成8年版)(建設大臣官房官庁営繕部監修)」によることとし，施工は「建築設備耐震設計・施工指針(2014年版)(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)」による．
(1) 本工事の建物分類は(（特定の施設）・ 一般の施設)であり，地域係数は((1.0)・ 0.9)とする．
(2) 設計用水平地震力は，機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量)に，地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする．なお，特記なき場合の設計用水平震度は次による．

設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	特定の施設 重要機器	特定の施設 一般機器	一般の施設 重要機器	一般の施設 一般機器
上層階，屋上及び塔屋	機　　器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水　槽　類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機　　器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水　槽　類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機　　器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水　槽　類	1.5	1.0	1.0	0.6

(注) 上層階の定義は次のとおりとする．
2～6階の場合は最上階，7～9階の場合は上層2階，10～12階建の場合は上層3階，13階以上の場合は上層4階
重要機器 （ ・ 防災機器 ・ 火気を使用する機器 ・ タンク類 ○ｴｱｺﾝ 室外機 ）
(3) 設計用鉛直地震力は，設計水平地震力の1/2とし，水平地震力と同時に働くものとする．
(4) 質量100kg以下の軽量な機器(標仕の適用を受けるものは除く)の取付については，機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし，特に計算を行わなくともよい．
36. 各種荷重計算
対象機材 （ ・ 屋上，塔屋等に設置する機器 ・ ）
37. 強度計算
対象機材 （ ・ 配管及びダクト支持材 ・ 煙道支持材 ・ ）
38. 土工事の残土処分
(⊙ 構外に搬出し適切に処理　土壌検査を本工事で(⊙ 行う(１検体)　・ 行わない)　・ 構内敷きならし
・ 構内の指示場所に集積)
なお，民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によること．
39. コンクリート工事
熱源機基礎　（ ・ 強度試験 （ ・ 公共試験機関　・ JIS工場 ）　・ 構造体強度補正値(S)による補正　・ 調合表提出
・ アルカリ骨材反応抑制対策確認　・ 鉄筋材料の規格品証明書提出 ）
※強度試験の立会いについて，試験を公共試験機関で行う場合は，現場代理人又は主任(監理)技術者が，JIS工場の場合は，監督員と現場代理人又は主任(監理)技術者が行うものとする．
40. 揮発性有機化合物を使用した材料の使用制限
(1) 塗料は，ホルムアルデヒド，トルエン，キシレン，エチルベンゼンを発散しないか，発散が極めて少ないものとする．
(2) 保温材は，ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか，発散が極めて少ないものとする．
(3) 接着剤は，フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し，ホルムアルデヒド，アセトアルデヒド，トルエン，キシレン，エチルベンゼンを発散しないか，発散が極めて少ないものとする．
41. 設計変更箇所確認(設計事務所による工事監理がある場合に適用)
工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること
工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること
42. 次表により中間検査の対象工事となった場合は，原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施する
ものとする．ただし，工事検査員が認める場合は，一般入札工事に限り，これによらないことができる．

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円未満	―	1回
3千万円以上5千万円未満	―	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

(注) ・低入札工事とは，低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう．
一般入札工事とは，低入札工事以外の工事をいう．
・中間検査の実施時期は，当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし，契約締結後速やかに監督員と協議すること．
・中間検査が部分払検査と同時期になる場合は，中間検査を省略することが出来る．

43. 工事に影響のある範囲内の重要備品等(有 ・ (無))

備品等名称	
保管場所	
注意事項	

44. 仮設トイレの洋式化
受注者は当初請負対象金額（設計金額）1千万円以上の工事において仮設トイレを設置する場合，次のとおりとしなければならない．ただし，特段の理由がある場合はこの限りではない．
・当初請負対象金額（設計金額）1千万円以上7千万円未満の工事
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない．現場代理人または主任技術者が女性の場合，設置する仮設トイレは，「快適トイレ」を標準とする．
・当初請負対象金額（設計金額）7千万円以上の工事
原則として「快適トイレ」を設置しなければならない．
受注者は，仮設トイレを設置した場合，「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない．
なお，洋式トイレとは，和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと．
快適トイレとは，洋式トイレのうち，防臭対策・施錠の強化などが実施された，女性が利用しやすい仮設トイレのこと．
45. デジタル工事写真の小黒板情報電子化
受注者は，デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は，監督員の承諾を得たうえで，デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下，「対象工事」という）とすることができる．
対象工事は，徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする．

VII. 特記仕様2(特記事項)
1. 配管の吊り及び支持は，「標仕」及び「標準図」に従い行う．(標仕 <2>2.6.1，<2>2.6.3)
2. 床下土中埋設配管についても吊り又は支持を行い，管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後，掘削土の良質土で埋め戻す．
3. 管(排水管を除く)を屋外土中埋設する場合は管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後，掘削土の良質土で埋め戻し，地中埋設表示(表示テープ及び埋設標)を行う．(標仕 <2>2.7.1，監理指針 <2>2.7.1)
4. 排水管を屋外土中埋設する場合は，「標仕」の当該事項に従い根切り底には再生クラッシャーランを造り方にならい敷き込み，突き固めた後，管をなじみ良く布設する．埋め戻しは，山砂の類で管の周囲を埋め戻し十分充てんした後，掘削土の良質土で所定の埋め戻しを行う．(標仕 <2>2.7.1，監理指針 <2>2.7.1)
5. 冷暖房する室(天井内を含む)に設置する全熱交換機の外気取入用ダクト・排気用ダクト及び給気ダクトは保温(25mm厚)を行う．
6. スリーブ材料については，(標仕 <2>2.2.27，監理指針 <2>2.2.27)による．貫通部の処理については，(標仕 <2>2.8.1，標準図 施工1，監理指針 <2>2.8.1)による．なお，紙製仮枠を用いる場合は，変形防止の措置を講じる．
7. 弁類については，JIS-5Kとする．ただし，特記部分はJIS-10Kとする．
8. 保温工事種別は，原則グラスウール保温材とする．ただし，厨房排気ダクトについては，ロックウール保温材とする．また，耐火二層管は保温を行わない．
9. ボンプ及び屋外設置機器のアンカーボルト，ナットはステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とし，屋外及びピット内の配管，ダクトに使用する支持金物等についても同様とする．
10. あと施工アンカーボルトの選定については，次による．
(1) 機器類の固定には，金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し，次の機器については，施工後確認試験を行う．（ ・ 熱源機器　・ボイラー　・自動制御盤　・ ）
(2) 配管の吊り及び支持材の固定には，その自重に十分耐えうるアンカーを使用する．なお，耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする．
(3) 屋外に使用するものはステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とする．
11. 次に指定する部分の露出する配管，ダクト，支持金物，架台等のうち亜鉛めっき面及び合成樹脂面の塗装は行わない．
（ ・ダクトスペース，パイプシャフト内　・　）
屋内，屋外及びピット内の支持金物等のうち，ステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製のものは，原則塗装を行わない．
硬質塩化ビニル管にカラーパイプを使用する場合は，監督員との協議により塗装を省略することが出来る．
次の部分の露出する電線管，支持金物，架台等は塗装を行う．
（ ・ 一般居室，廊下等　・　）
亜鉛めっき金属電線管はエッチングプライマー1種(JIS-K-5633)による化学処理を行った後調合ペイント2回塗りとする．
屋外布設の厚鋼電線管は，めっき付着量が300g/m²のものを使用し，塗装不要とする．
12. 水圧試験，満水試験，気密試験等は，配管途中若しくは隠ぺい，埋め戻し前又は配管完了後の塗装又は被覆施工前に行う．(標仕 <2>2.9.1)
13. 機器には名称及び記号を，配管及びダクトには，識別表示・用途・流れ方向を記入する．(標仕 <1>1.7.4)
なお，屋外及び水気のある場所(弁桝内等を含む)での機器の名称・配管識別表示等については，塗装書き又は耐候性を有するカッティングシートとし，バルブの状態表示を示す表示札等については，合成樹脂製又はアクリル製で文字等がシルク印刷又はエッチング加工されたものとする．
14. 機材の検査に伴う試験については，標仕 <1>1.4.6により行う．製造者において試験方法を定めている項目については，試験要領書を提出する．
15. ダクトは図面特記部分以外は，低圧ダクトとする．
長辺の長さ1,500mm以下の長方形低圧ダクトの工法
（ ・コーナーボルト工法 （ ・ 共板フランジ工法　・ スライドオンフランジ工法 ）　・ アングルフランジ工法 ）
上記以外の長方形ダクト及び厨房排気ダクトは，アングルフランジ工法とする．
16. 冷媒管に使用する断熱材被覆銅管の断熱厚さは，液管は10mm以上，ガス管を20mm以上とする．
ただし，液管の呼び径が9.52mm以下の断熱厚さは，8mmとしてもよい．
17. 試運転調整にあたっては，(監理指針 参考資料 資料2 試運転調整法 2.1，2.2)を参考とする．低圧屋内配線，弱電流電線については絶縁抵抗測定を行う．
18. 総合調整は，次による．
(1) 工事完了後現場係員の指示する日時に 24時間連続運転で試運転を行う。
(2) 試運転中は 1時間毎に室内・外 温度の測定及びガス消費量の測定を行う。又室外機周辺の騒音測定も行う。
(3) 室内温度の測定は（換気扇使用時，と不使用時時別に）小体育館－１・小体育館－２・アリーナ、それぞれ現場係員の指示により行う。
(4) 試運転状況により総合調整を行い、現場係員の指示する、試運転報告書を提出する。
(5) 試運転に必要な光熱費等（ガス料金含む。）は全て本工事に含む。

VIII. 使用材料(管材)

用　　途		名　　称	番　号	備　　考
冷水・温水・冷温水		配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
〃		水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA(管端防食継手)
〃		配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	SUS304
〃		一般配管用ステンレス鋼管	JIS G 3448	SUS304
冷却水		水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VA (管端防食継手)
膨張・空気抜・補給水		配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
〃		水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA(管端防食継手)
蒸気(往)		配管用炭素鋼鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP
蒸気(還)		圧力配管用炭素鋼鋼管(黒 Sch 40)	JIS G 3454	STPG370
給　水	○	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	HIVP
冷　媒	○	断熱材被覆銅管	原管 JIS H 3300	
排　水	○	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741 又は6742	VP(30φ以下はJIS K 6742 を使用してもよい)
ガ　ス	○	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
〃　(地中埋設部)	○	ガス用ポリエチレン管	JIS K 6774	融着接合
〃　(地中埋設 立上り接続部)	○	ガス用硬質塩化ビニル外面被服鋼管		キーロン管

IX. 機材等
1. 本工事に使用する材料・機材等は，設計図書に定める品質及び性能を有するもの，又は同等のものとする．ただし，同等のものを使用する場合は，あらかじめ監督員の承諾を受ける．
2. 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(3)の事項を満たすものとし，証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける．
(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること．
(2) 法令等で定めがある場合は，その許可，認可，認定又は免許を取得していること．
(3) 製造又は施工の実績があり，その信頼性があること．

品　目	機 材 名 ・ 注 記
ボイラー	鋼製簡易ボイラー，鋳鉄製ボイラー，鋼製小型ボイラー，鋼製ボイラー
温水発生機	真空式温水発生機(鋼製・鋳鉄製)，無圧式温水発生機(鋼製・鋳鉄製)
冷凍機	チリングユニット(空気熱源ヒートポンプユニット含む．)，直だき吸収式冷温水機 小形吸収冷温水ユニット，遠心冷凍機
冷却塔	
空気調和機	ユニット形空気調和機，ファンコイルユニット(カセット形共)，コンパクト形空気調和機 パッケージ形空気調和機，ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機
空気清浄装置	エアフィルター(パネル形，折込み形，袋形)，自動巻取形エアフィルター，電気集塵器
全熱交換器	全熱交換器(回転形・静止形)，全熱交換ユニット
送風機類	遠心送風機(多翼形送風機)，斜流送風機，軸流送風機，消音ボックス付送風機
ポンプ類	横形遠心ポンプ，立形遠心ポンプ
ダクト付属品	吹出口・吸込口，風量ユニット(定風量・変風量)
自動制御システム	
タンク	密閉形隔膜式膨張タンク(空調用)
中央監視制御装置	

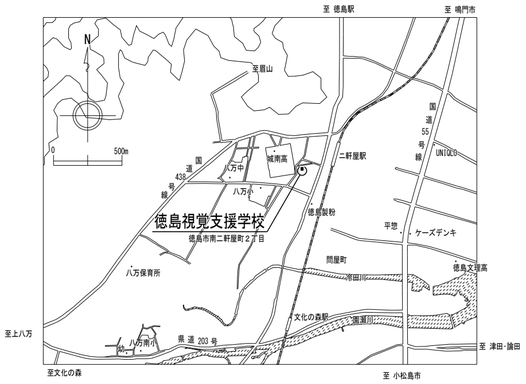

付 近 見 取 図 S=NON

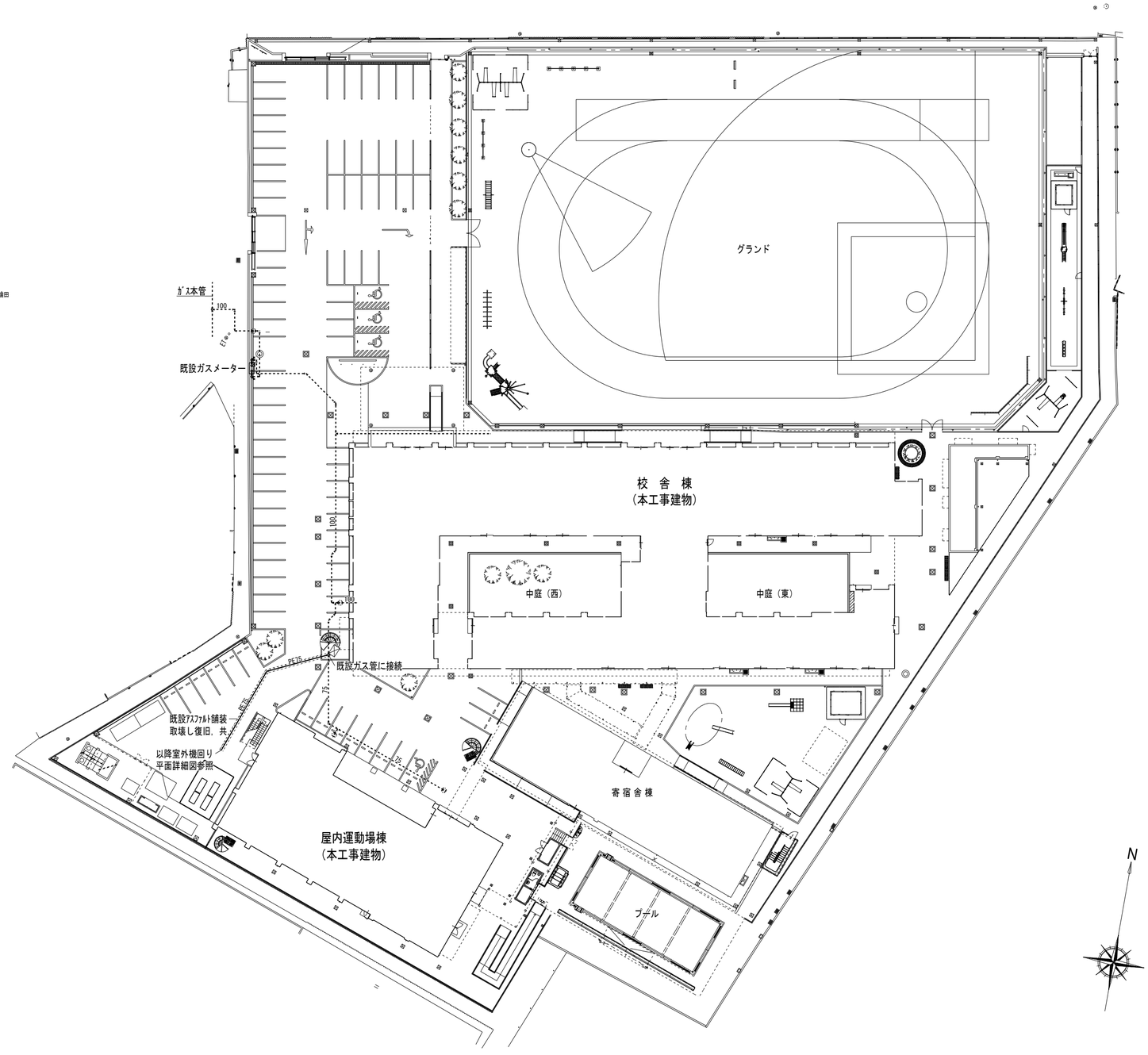

全体配置図　SC=1/500

（特 記）	徳島県教育委員会 施設整備課	●工事名 Ｒ２徳島視覚支援学校他　屋内運動場棟等空調設備設置工事空調	●図面番号 AC-03	株式会社 ACE（エーシーイ） 設計 〒770-0044　徳島市庄町１丁目６番地２ Tel (088) 632-1103 (代)　Fax (088) 632-1198
		●図面名 配置図　付近見取図	●縮尺 1/500 (A2)，1/704 (A3)	

機　器　表（新設機器）

記　号	名　　称	仕　　様	数　量	備　　考
AC 1270	ｶﾞｽ ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ式 ﾏﾙﾁ ｴｱｺﾝ （室外機）	（冷暖房切替形）　冷媒（ R410A ）　1φx200V 冷房能力　（ 56.0 + 71.0 ） KW　暖房能力　（ 63.0 + 80.0 ） KW ガス消費量　（ 46.6 + 63.3 ） KW（冷）（ 47.9 + 59.3 ） KW（暖） 原動機定各出力　（ 12.4 + 15.7 ） KW 消費電力　（ 1.24 +1.57 ） KW（冷）（ 0.74 + 1.55 ） KW（暖） 室外機用防振ﾏｯﾄ（四周敷き），その他付属品一式，共	1	
AC 1420	〃 （　〃　）	（冷暖房切替形）　冷媒（ R410A ）　〃 冷房能力　（ 71.0 + 71.0 ） KW　暖房能力　（ 80.0 + 80.0 ） KW ガス消費量　（ 63.3 + 63.3 ） KW（冷）（ 59.3 + 59.3 ） KW（暖） 原動機定各出力　（ 15.7 + 15.7 ） KW 消費電力　（ 1.57 +1.57 ） KW（冷）（ 1.550 + 1.550 ） KW（暖） 室外機用防振ﾏｯﾄ（四周敷き），その他付属品一式，共	1	
AC 90H	〃 （室内機）	天井カセット形（４方向）　1φx200V 冷房能力　9.0 KW　暖房能力　10.0 KW　天井パネル ドレンアップキット，その他付属品一式，共	6	
AC 112H	〃 （　〃　）	天井カセット形（４方向）　〃 冷房能力　11.2 KW　暖房能力　12.5 KW　天井パネル ドレンアップキット，その他付属品一式，共	2	
AC 112C	〃 （　〃　）	天井吊形　〃 冷房能力　11.2 KW　暖房能力　12.5 KW その他付属品一式，共	8	
AC 140C	〃 （　〃　）	天井吊形　〃 冷房能力　14.0 KW　暖房能力　16.0 KW その他付属品一式，共	4	

（注記）１．各 ﾏﾙﾁｴｱｺﾝ 室内機用 個別 ﾘﾓｺﾝｽｲｯﾁ 12 個 及び集中管理用ﾘﾓｺﾝｽｲｯﾁ（室内機の運転・停止を一括／個別で操作及び運転・異常表示機能、付）
1 個を本工事に含み、別途電気工事に支給する。

２．個別 ﾘﾓｺﾝｽｲｯﾁ は１階小体育館－１用に ２ 個、小体育館－２用に １ 個 ２階アリーナ用に ７ 個、控室用に　２個設置する。

３．室内外機間連絡配線及び ﾘﾓｺﾝｽｲｯﾁ 用配管配線は別途電気工事とする。なお冷媒管共巻の場合は電気工事と十分に打合せを行い協力すること。

記　号	名　　称	仕　　様	数　量	備　　考
HEU 80－1	全熱 交換ユニット	天井埋込形　1φx200V 処理風量　770 CMH X 310 Pa x 540 W 屋外深形フード 250φ x 2（ステンレス製指定色焼付仕上げ），分岐ﾀﾞｸﾄ（PZ-N25Y） ﾌﾚﾈｻｲﾚﾝｻｰ（P-23SD），ﾘﾓｺﾝｽｲｯﾁ（PZ-N43SFM），防振吊金具，その他付属品一式，共	3	
HEU 80－2	〃	天井埋込形　〃 処理風量　705 CMH X 310 Pa x 540 W 屋外深形フード 250φ x 2（ステンレス製指定色焼付仕上げ），分岐ﾀﾞｸﾄ（PZ-N25Y） ﾌﾚﾈｻｲﾚﾝｻｰ（P-23SD），ﾘﾓｺﾝｽｲｯﾁ（PZ-N43SFM），防振吊金具，その他付属品一式，共	2	
FE 90U	排気 ファン	ストレートシロッコファン（消音形）　1φx100V # 1 1/2 x 870 CMH x 150 Pa x 110 W 屋外深形フード 250φ x 1（ステンレス製指定色焼付仕上げ）， 防振吊金具，その他付属品一式，共	2	屋外深形フード取付は 高所作業車を使用。

機　器　表（既設撤去再取付機器）

記　号	名　　称	仕　　様	数　量	備　　考
FE 8	排気 ファン	天井埋込ダクト形換気扇（低騒音形） ファン　550 CMH x 50 Pa その他付属品一式，共	1	

記　号	名　　称	仕　　様	数　量	備　　考
G 1	液化石油ガス エア発生装置	容量　30m³/h 燃料ガス仕様　ﾌﾟﾛﾊﾟﾝ成分 95% 以上のLPｶﾞｽ 発生ガス　15,000kcal/m³　総発熱量（基準） 入口ﾊﾞﾙﾌﾞ，遮断弁，ﾘｾｯﾄﾎﾞﾀﾝ，ﾘｾｯﾄﾊﾞﾙﾌﾞ，中圧調整器，（ O/U ）PSO ｺﾝﾄﾛｰﾗｰ 昇圧防止弁，開閉弁ｺﾝﾄﾛｰﾗｰ，開閉弁，空気弁，ﾍﾞﾝﾁｭﾘｰﾐｷｻｰ，ﾀｲﾑｶｳﾝﾀｰ ｸｯｼｮﾝﾀﾝｸ，低圧ｶﾞﾊﾞﾅ，その他付属品一式，共	1	ＰＡ－１３Ａ３０Ｎ－Ｕ

（特　記）

徳島県教育委員会 施設整備課	●工事名 Ｒ２徳島視覚支援学校他　屋内運動場棟等空調設備設置工事空調	●図面番号 AC-04	株式会社 ACE 設計
	●図面名 （屋内運動場棟）機器表	●縮尺 1/NON(A2)．1/NON(A3)	〒770-0044　徳島市庄町１丁目６番地２ Tel(088)632-1103(代) Fax(088)632-1198

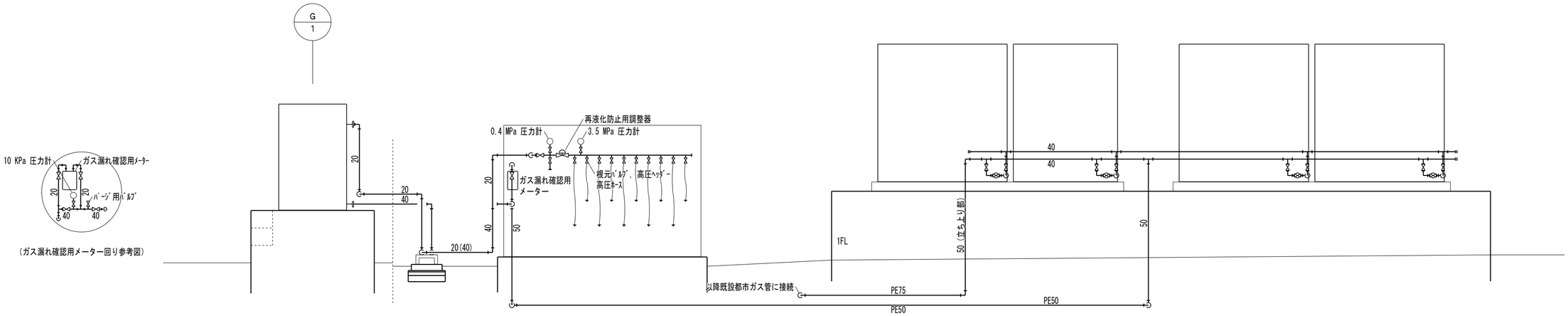

ガス設備系統図　SC=1/50

冷 媒 配 管 表（参考値）

記号	配 管 口 径
Ⓐ	9.5 x 15.9
Ⓑ	9.5 x 22.2
Ⓒ	12.7 x 25.4
Ⓓ	12.7 x 28.6
Ⓔ	15.9 x 28.6
Ⓕ	19.1 x 31.8
Ⓖ	19.1 x 38.1

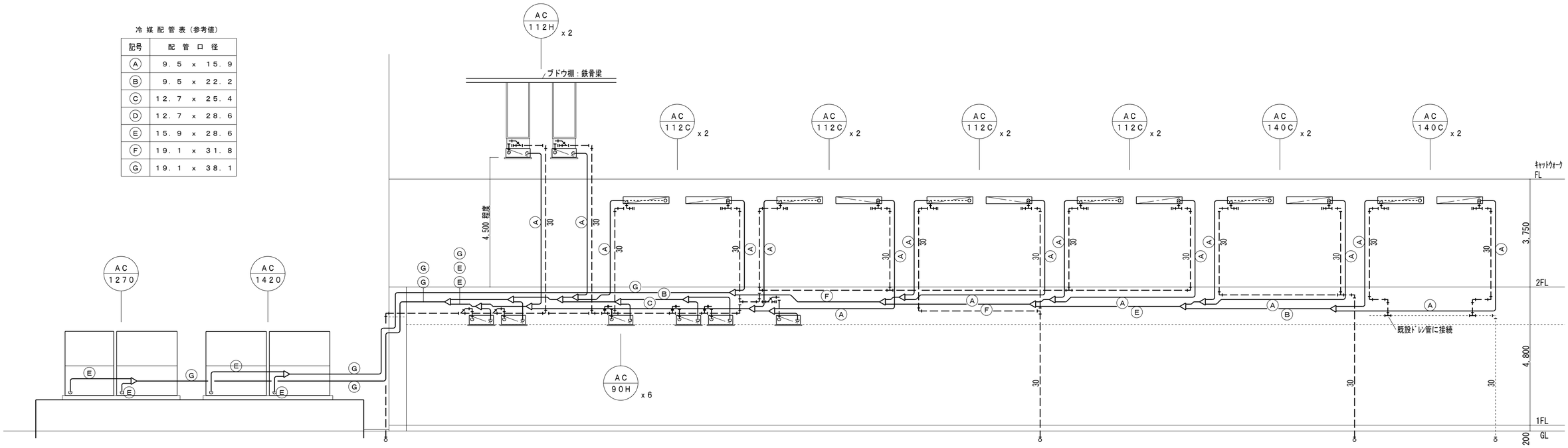

系統図　SC=1/100

（特 記）

徳島県教育委員会 施設整備課	●工事名 R２徳島視覚支援学校他　屋内運動場棟等空調設備設置工事空調	●図面番号 AC-05	株式会社 ACE（エーシーイ）設計
	●図面名 （屋内運動場棟）系統図	●縮尺 1/50(A2)，1/70(A3) 1/100(A2)，1/141(A3)	〒770-0044 徳島市庄町１丁目６番地２ Tel(088)632-1103(代) Fax(088)632-1198

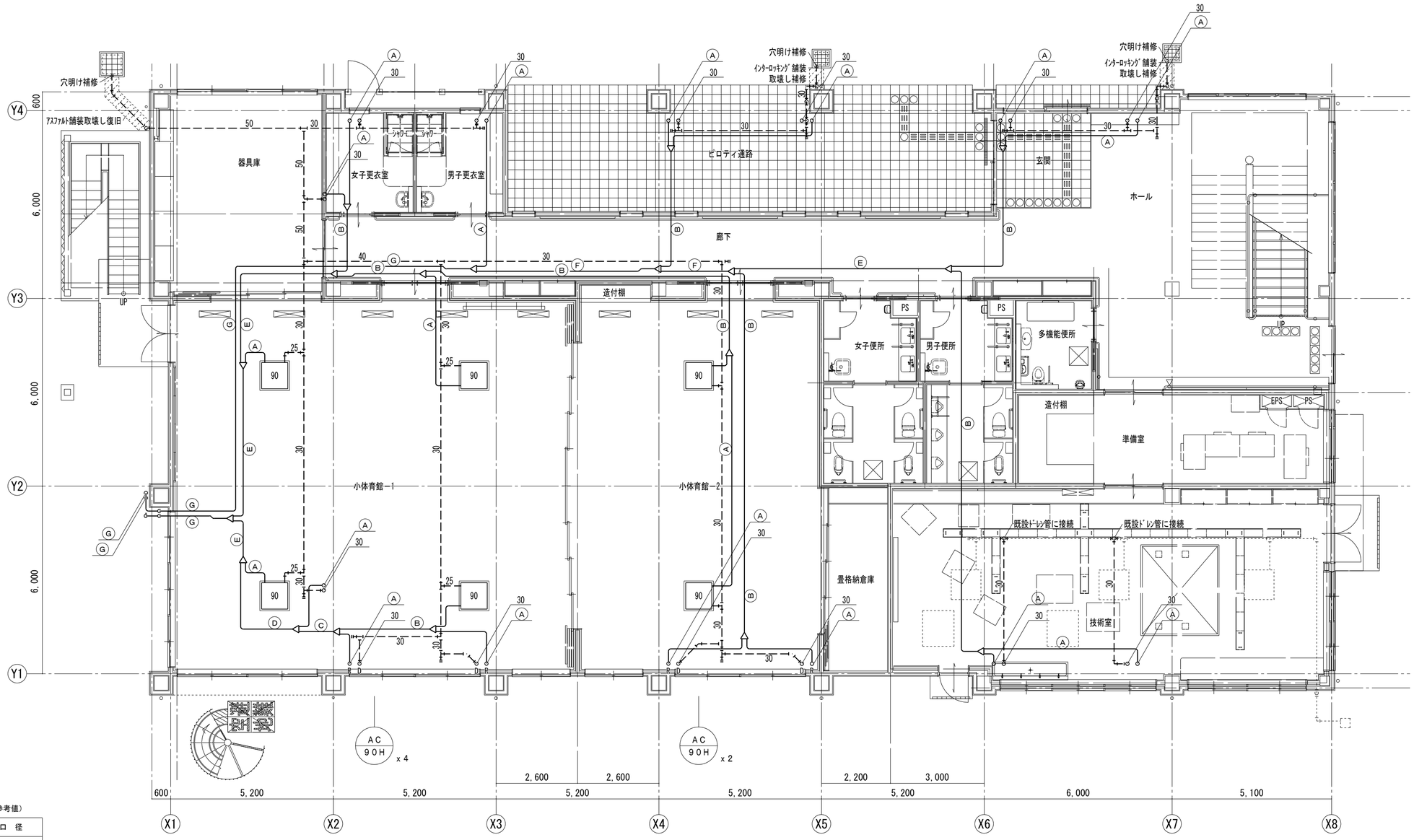

1階平面図　SC=1/100

冷媒配管表（参考値）

記号	配管口径
Ⓐ	9.5 x 15.9
Ⓑ	9.5 x 22.2
Ⓒ	12.7 x 25.4
Ⓓ	12.7 x 28.6
Ⓔ	15.9 x 28.6
Ⓕ	19.1 x 31.8
Ⓖ	19.1 x 38.1

（特記）

徳島県教育委員会 施設整備課	●工事名 R２徳島視覚支援学校他　屋内運動場棟等空調設備設置工事空調	●図面番号 AC-06	株式会社 ACE（エーシーイ）設計
	●図面名 （屋内運動場棟）冷暖房設備　１階平面図	●縮尺 1/100(A2). 1/141(A3)	〒770-0044　徳島市庄町１丁目６番地２ Tel(088)632-1103(代) Fax(088)632-1198

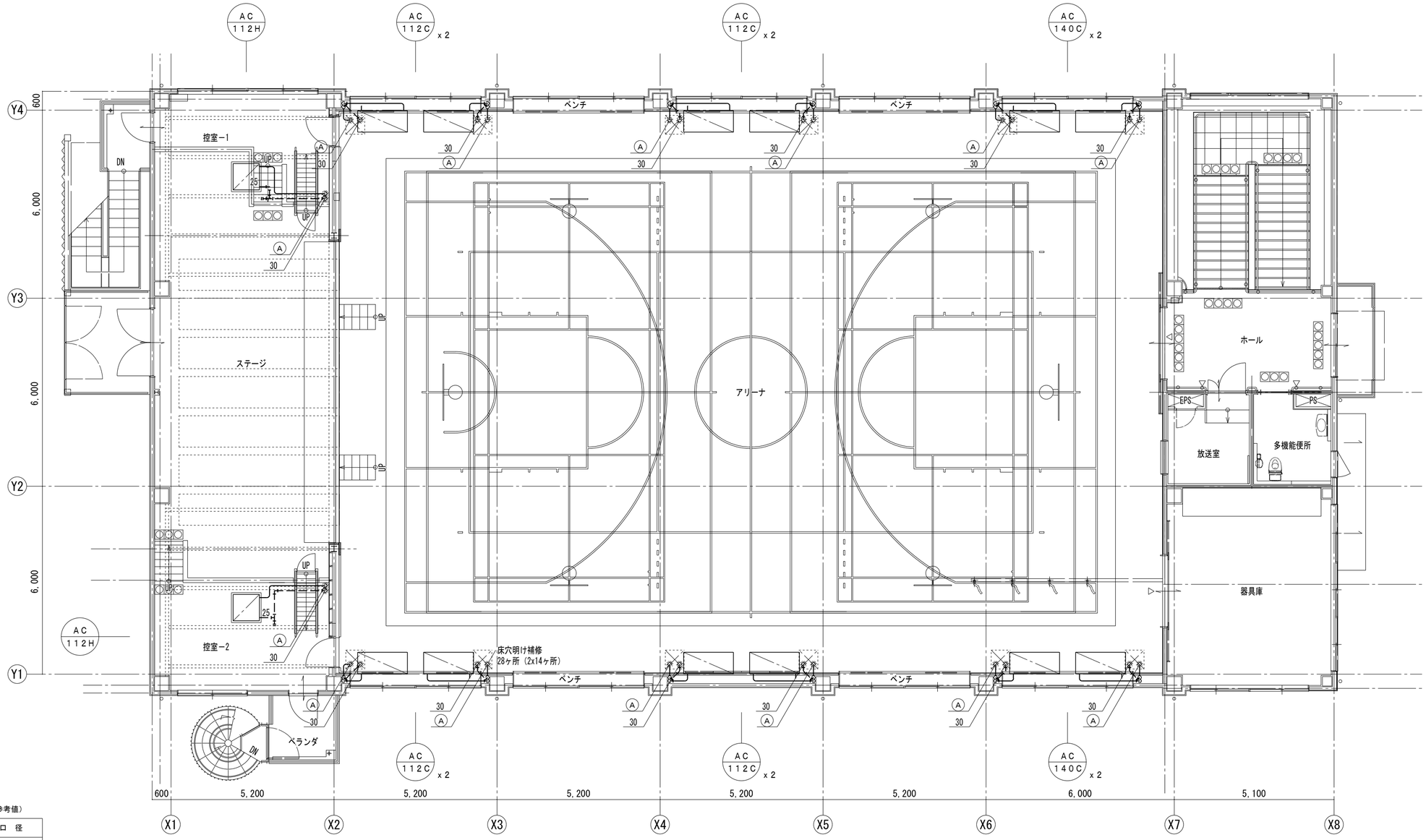

2階平面図　SC=1/100

冷媒配管表（参考値）

記号	配管口径
Ⓐ	9.5 x 15.9
Ⓑ	9.5 x 22.2
Ⓒ	12.7 x 25.4
Ⓓ	12.7 x 28.6
Ⓔ	15.9 x 28.6
Ⓕ	19.1 x 31.8
Ⓖ	19.1 x 38.1

（特記）

徳島県教育委員会 施設整備課	●工事名 R２徳島視覚支援学校他　屋内運動場棟等空調設備設置工事空調	●図面番号 AC-07	株式会社 ACE（エーシーイ）設計
	●図面名 （屋内運動場棟）冷暖房設備　２階平面図	●縮尺 1/100(A2)．1/141(A3)	〒770-0044　徳島市庄町１丁目６番地２ Tel(088)632-1103(代) Fax(088)632-1198

屋外配管埋設要領図（参考図）

給水・ガス管埋設要領参考図（アスファルト舗装部）

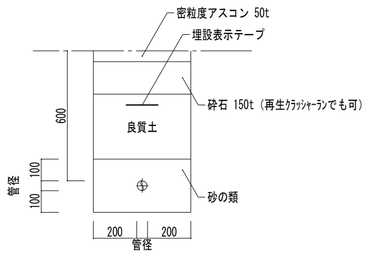

給水・ガス管埋設要領参考図（コンクリート舗装部）

表示部の既設舗装取壊し復旧工事は別図（建築工事図）による。ただし掘削埋戻工事は本図による。

表示部の既設舗装取壊し復旧及び掘削埋戻工事共本図による。

コンクリート舗装部　補修参考図

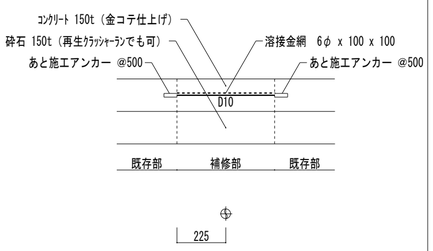

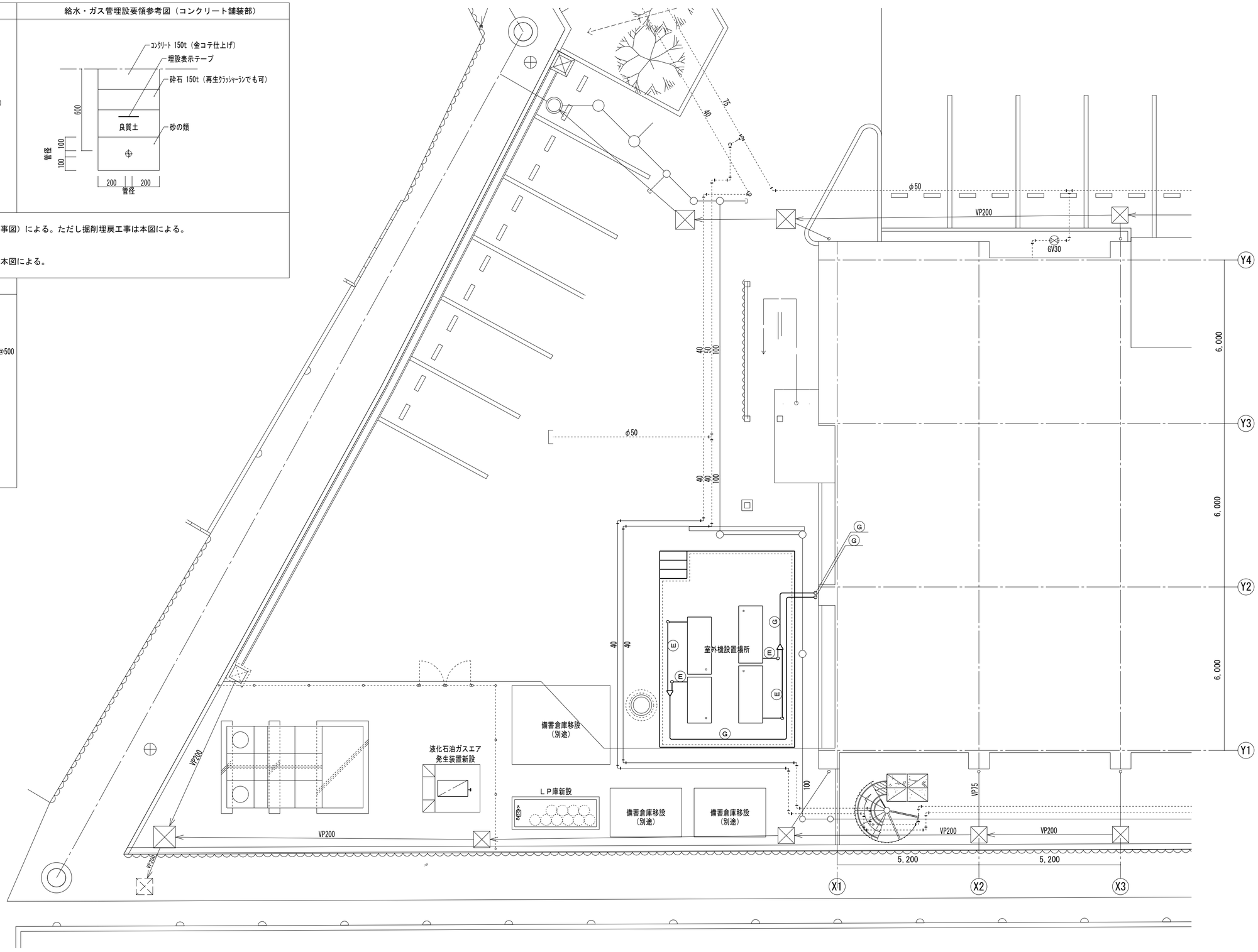

室外機回り平面図　SC=1/100

冷 媒 配 管 表（参考値）

記号	配 管 口 径
Ⓐ	９．５ x １５．９
Ⓑ	９．５ x ２２．２
Ⓒ	１２．７ x ２５．４
Ⓓ	１２．７ x ２８．６
Ⓔ	１５．９ x ２８．６
Ⓕ	１９．１ x ３１．８
Ⓖ	１９．１ x ３８．１

（ 特 記 ）

徳島県教育委員会 施設整備課	●工事名 Ｒ２徳島視覚支援学校他　屋内運動場棟等空調設備設置工事空調	●図面番号 AC-08	株式会社 ACE（エーシーイ） 設計
	●図面名 （屋内運動場棟）室外機回り平面図	●縮尺 1/100(A2)．1/141(A3)	〒770-0044　徳島市庄町１丁目６番地２ Tel(088)632-1103(代) Fax(088)632-1198

冷媒配管架台リスト（参考図）

あ	架台参考図（ｺﾝｸﾘｰﾄ床部）	4 ヶ所
い	架台参考図（ｺﾝｸﾘｰﾄ床部）	1 ヶ所
う	架台参考図（ｺﾝｸﾘｰﾄ床部）	8 ヶ所
え	架台参考図（ｺﾝｸﾘｰﾄ床部）	7 ヶ所
お	架台参考図（ｺﾝｸﾘｰﾄ床部）	1 ヶ所
か	架台参考図（ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装部）	1 ヶ所

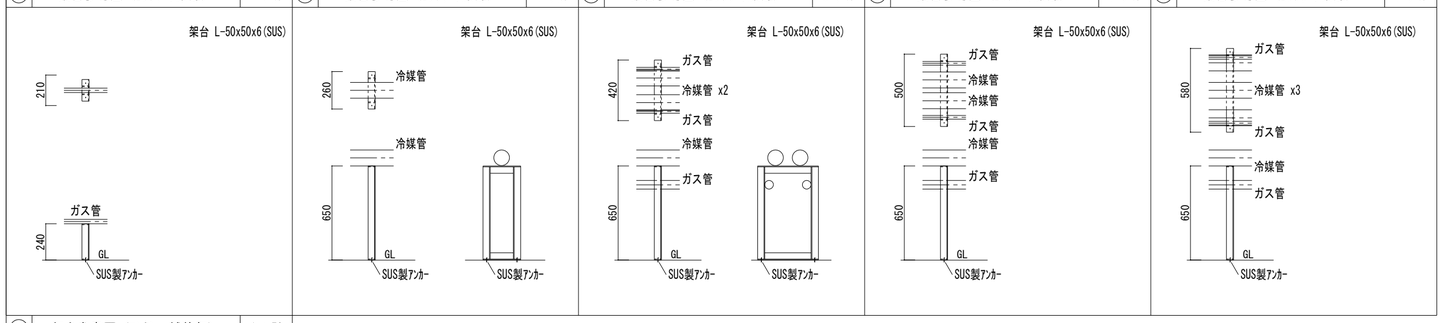

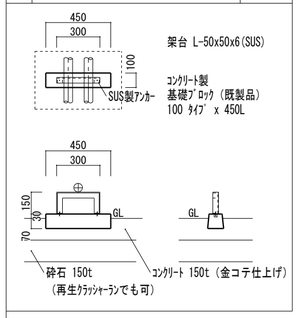

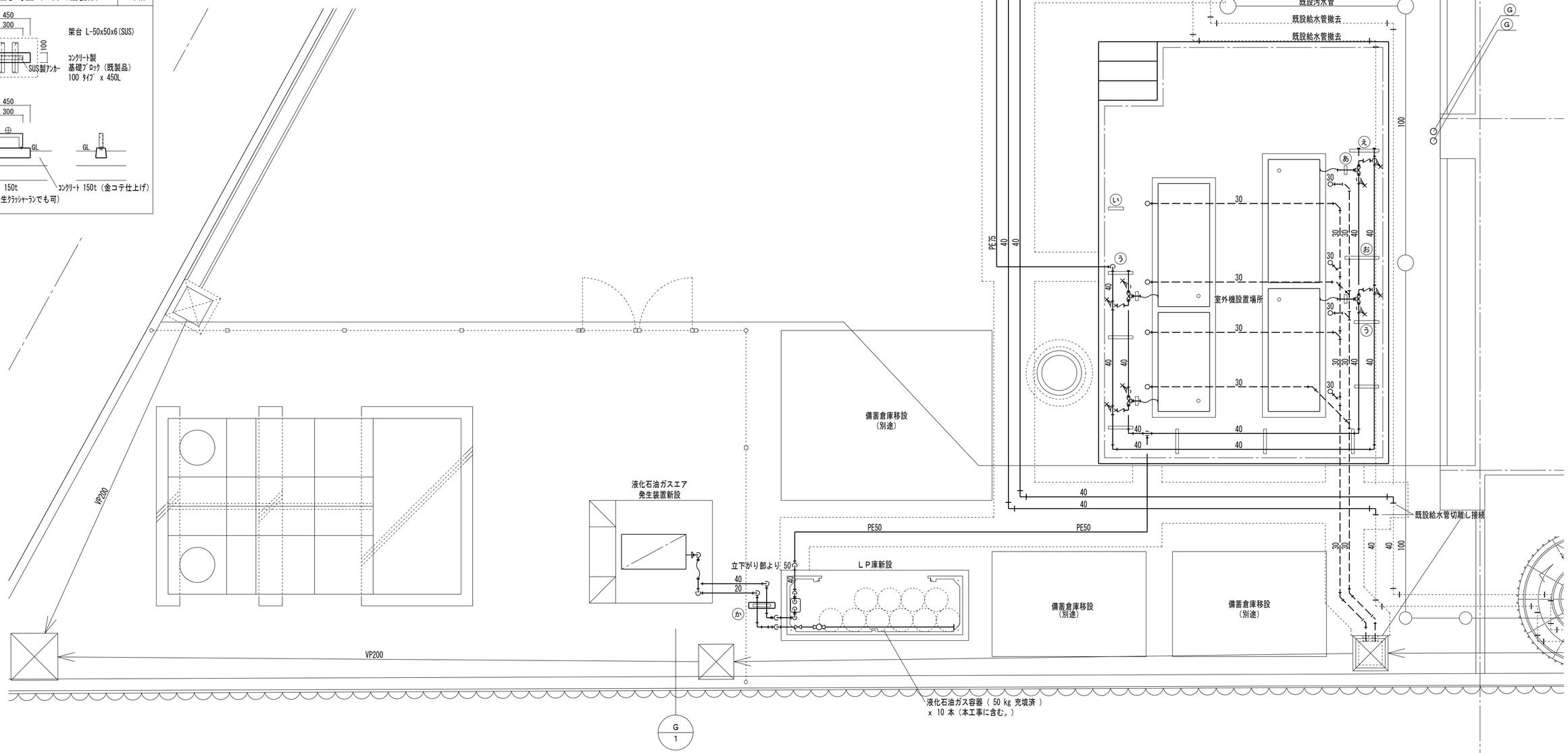

室外機回り平面詳細図　SC=1/50

（特 記）	徳島県教育委員会 施設整備課	●工事名 Ｒ２徳島視覚支援学校他　屋内運動場棟等空調設備設置工事空調	●図面番号 AC-09	株式会社 ACE（エーシーイ）設計
		●図面名 （屋内運動場棟）室外機回り平面詳細図	●縮尺 1/50(A2)．1/70(A3)	〒770-0044　徳島市庄町１丁目６番地２ Tel(088)632-1103(代) Fax(088)632-1198

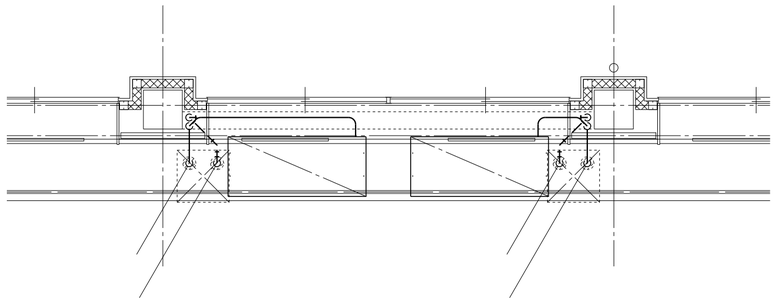

アリーナ室内機回り平面参考図　SC=1/50

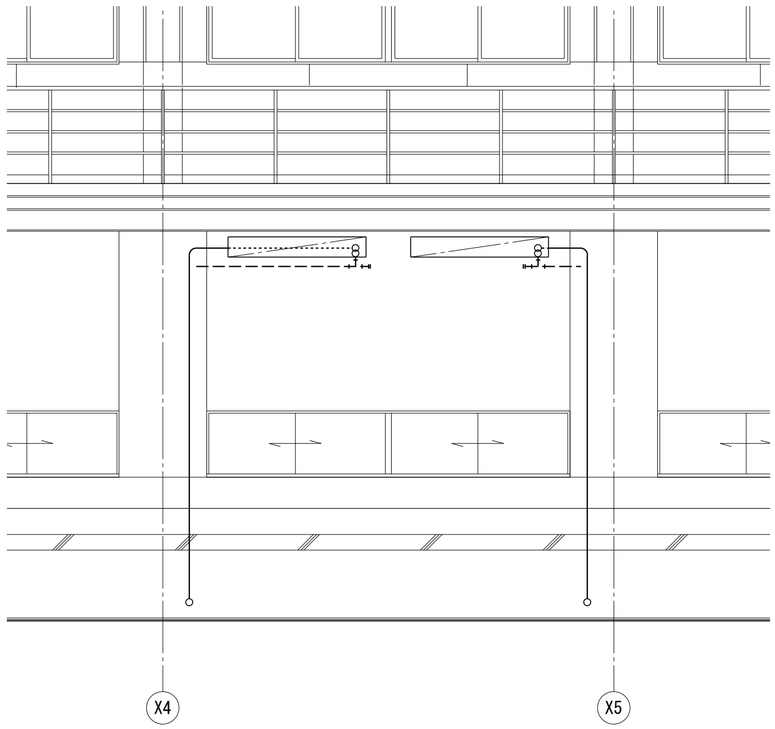

アリーナ室内機回り展開参考図　SC=1/50

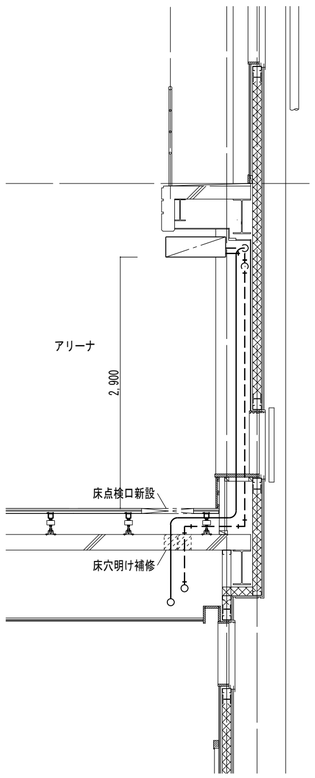

アリーナ室内機回り断面参考図　SC=1/50

（特　記）	徳島県教育委員会 施設整備課	●工事名 Ｒ２徳島視覚支援学校他　屋内運動場棟等空調設備設置工事空調	●図面番号 AC-10	株式会社 ACE（エーシーイ） 設計 〒770-0044　徳島市庄町１丁目６番地２ Tel(088)632-1103(代) Fax(088)632-1198
		●図面名 （屋内運動場棟）アリーナ室内機回り（平面・展開・断面）参考図	●縮尺 1/50(A2)．1/70(A3)	

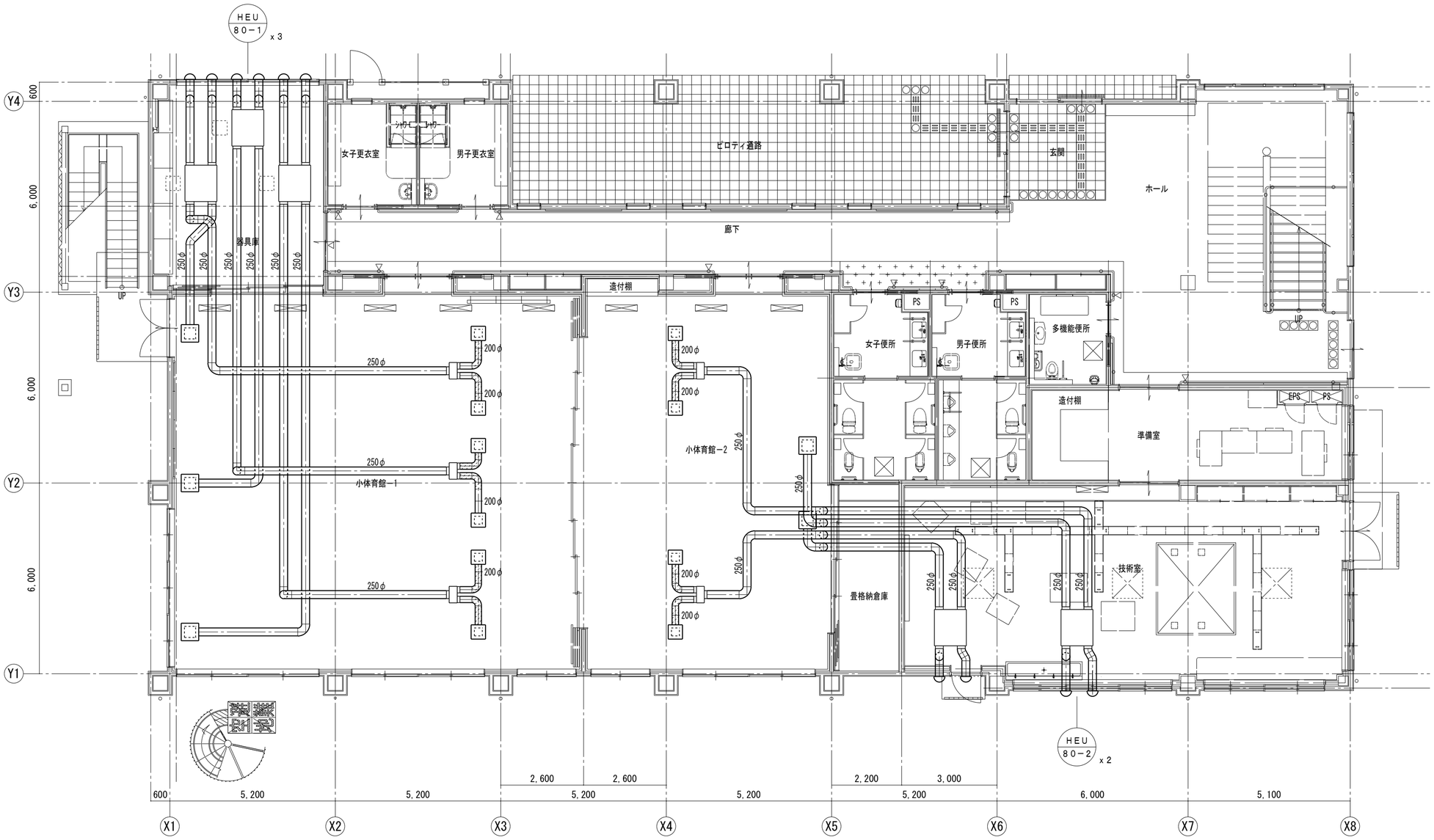

小体育館−1	
排気口	3
G 350 x 350	
770 CMH	
BOX 550 x 550 x 450	
GW 25t 内貼り	

小体育館−1	
給気口	6
VHS 250 x 250	
385 CMH	
BOX 450 x 450 x 400	
GW 25t 内貼り	

1階平面図　SC=1/100

小体育館−2	
排気口	2
G 350 x 350	
705 CMH	
BOX 550 x 550 x 450	
GW 25t 内貼り	

小体育館−2	
給気口	4
VHS 250 x 250	
352.5 CMH	
BOX 450 x 450 x 400	
GW 25t 内貼り	

（特　記）　フレキサイレンサー使用範囲

徳島県教育委員会 施設整備課

●工事名
R２徳島視覚支援学校他　屋内運動場棟等空調設備設置工事空調

●図面名
（屋内運動場棟）換気設備　１階平面図

●図面番号
AC-11

●縮尺
1/100(A2)．1/141(A3)

株式会社 ACE 設計
〒770-0044　徳島市庄町１丁目６番地２
Tel(088)632-1103(代) Fax(088)632-1198

吸込口	2
SUS 製金網（10ﾒｯｼｭ）	
870 CMH	
AT-250UNS 程度	

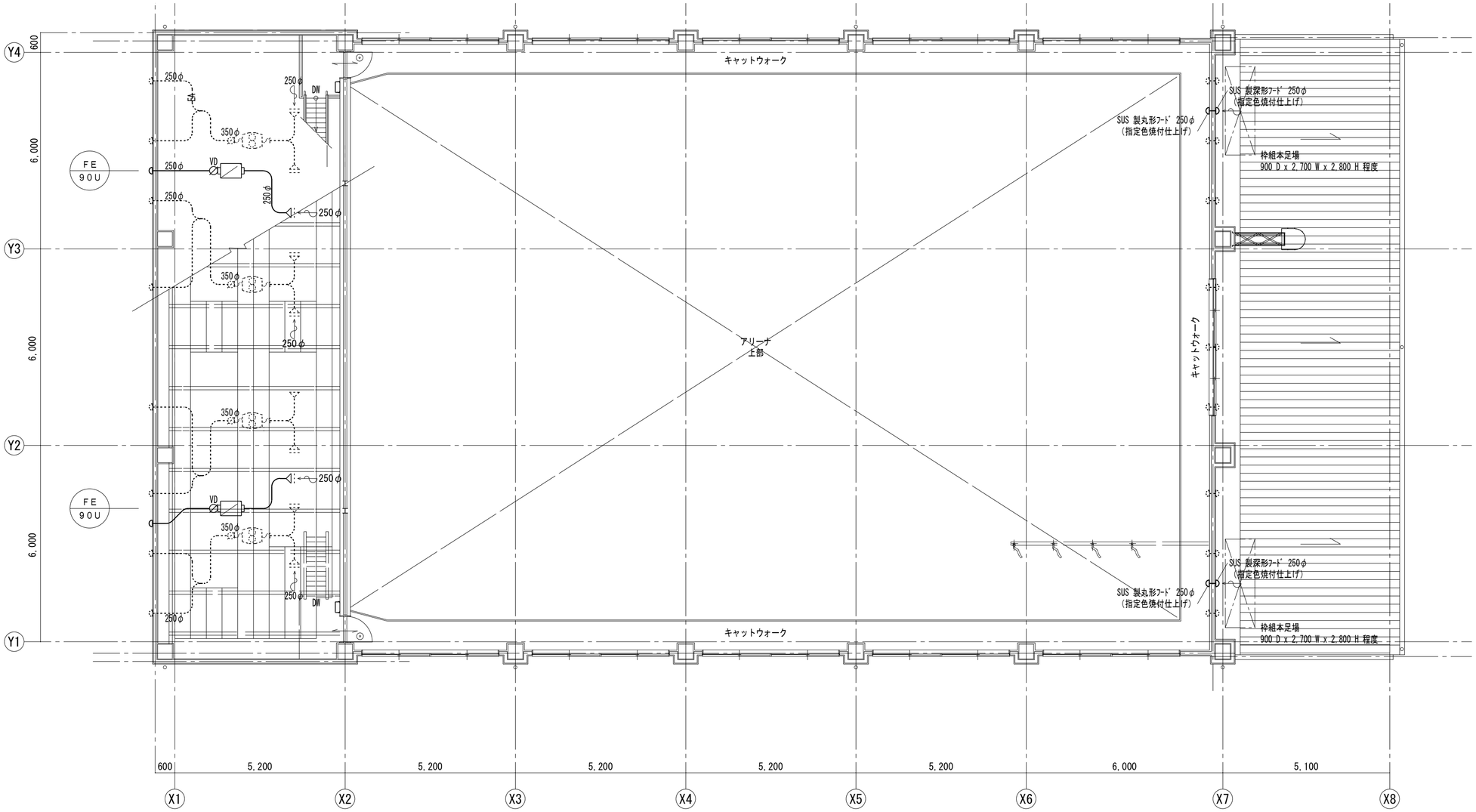

ｷｬｯﾄｳｵｰｸ階平面図　SC=1/100

（特　記）　1．ブドウ棚上部の換気ダクトは保温付フレキシブルダクトを使用すること。

徳島県教育委員会 施設整備課	●工事名 Ｒ２徳島視覚支援学校他　屋内運動場棟等空調設備設置工事空調	●図面番号 AC-12	株式会社 ACE（エーシーイ） 設計
	●図面名 （屋内運動場棟）換気設備　ｷｬｯﾄｳｵｰｸ階平面図	●縮尺 1/100(A2)．1/141(A3)	〒770-0044　徳島市庄町１丁目６番地２ Tel(088)632-1103(代) Fax(088)632-1198

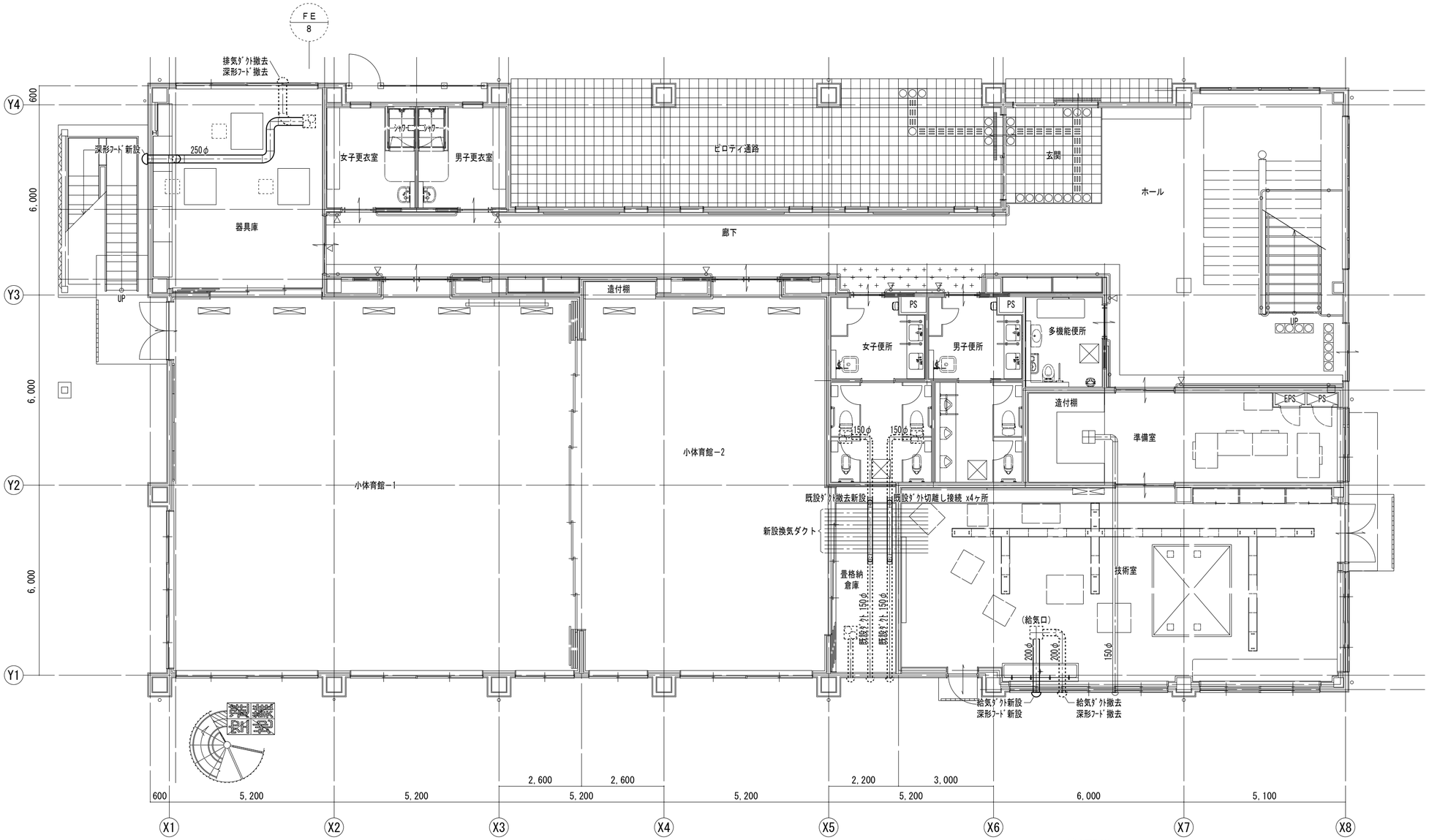

1階平面図　SC=1/100

(撤去再取付)

技術室	
給気口	1
VHS (F付) 350x350	
400 CMH	
BOX 550x550x400	
GW25t 内貼り	

(特　記)　1. 新設深形フードは SUS 製 (指定色焼付仕上げ) とする。

徳島県教育委員会 施設整備課	●工事名 R２徳島視覚支援学校他　屋内運動場棟等空調設備設置工事空調	●図面番号 AC-13	株式会社 ACE(エーシーイ) 設計
	●図面名 (屋内運動場棟) 換気設備　既設改修１階平面図	●縮尺 1/100(A2), 1/141(A3)	〒770-0044　徳島市庄町１丁目６番地２ Tel(088)632-1103(代) Fax(088)632-1198

機器表（１）

記号	機器名称	台数	仕様	電源(60Hz) 相 (φ)	電圧 (V)	定格消費電力 冷房 (kW)	暖房 (kW)	暖房低温 (kW)	高調波対策	設置場所 階	室名	備考
ACR-1	ﾙｰﾑｴｱｺﾝ	2	型　式　壁掛形	1	100	0.425	0.440	1.38	―	1F	教育相談室	
			冷房能力　2.2 kW							4F	礼法室	
			暖房能力　2.5 kW									
			圧縮機出力　1.10 kW									
			附属品　ﾜｲﾔﾚｽﾘﾓｺﾝ、壁取付架台(溶融亜鉛ﾒｯｷ仕上)									
ACR-2	ﾙｰﾑｴｱｺﾝ	1	型　式　壁掛形	1	100	0.500	0.520	1.38	―	3F	視聴覚室	
			冷房能力　2.5 kW									
			暖房能力　2.8 kW									
			圧縮機出力　1.10 kW									
			附属品　ﾜｲﾔﾚｽﾘﾓｺﾝ、壁取付架台(溶融亜鉛ﾒｯｷ仕上)									
ACR-3	ﾙｰﾑｴｱｺﾝ	1	型　式　壁掛形	1	100	0.580	0.710	1.85	―	2F	個別2-1	
			冷房能力　2.8 kW									
			暖房能力　3.6 kW									
			圧縮機出力　1.10 kW									
			附属品　ﾜｲﾔﾚｽﾘﾓｺﾝ、壁取付架台(溶融亜鉛ﾒｯｷ仕上)									
ACR-4	ﾙｰﾑｴｱｺﾝ	1	型　式　壁掛形	1	100	0.825	0.920	1.85	―	4F	基礎医学2	
			冷房能力　3.6 kW									
			暖房能力　4.2 kW									
			圧縮機出力　1.10 kW									
			附属品　ﾜｲﾔﾚｽﾘﾓｺﾝ、壁取付架台(溶融亜鉛ﾒｯｷ仕上)									
ACR-5	ﾙｰﾑｴｱｺﾝ	1	型　式　壁掛形	1	200	1.71	1.61	3.23	―	4F	家庭科室	
			冷房能力　5.6 kW									
			暖房能力　6.7 kW									
			圧縮機出力　1.10 kW									
			附属品　ﾜｲﾔﾚｽﾘﾓｺﾝ、壁取付架台(溶融亜鉛ﾒｯｷ仕上)									
ACP-1	空気熱源ﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ	1	室外機　ＥＨＰ　冷暖房兼用形	1	200	1.56	1.50	2.86	―	4F	防災学習室	
			室内機　天井ｶｾｯﾄ形（２）									
			冷房能力　5.0 kW									
			暖房能力　5.6 kW									
			圧縮機出力　1.11 kW									
			附属品　ﾜｲﾔﾚｽﾘﾓｺﾝ、壁取付架台(溶融亜鉛ﾒｯｷ仕上)									

●冷房及び暖房能力はJIS標準条件による能力で示す.
●冷媒はR410AまたはR32とする.
●天井カセット形において、４方向吹出は（４）、２方向は（２）、１方向は（１）とする.
●表記電気容量は参考値とする.
●空気熱源ﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝは省エネ法2015年基準値達成機種とする.

機器表（２）

記号	機器名称	台数	機器仕様 型式	据付	ダクト径	風量 (m3/h)	静圧 (Pa)	電動機(60Hz) 定格消費電力 (W)	相 (φ)	電圧 (V)	設置場所 階	室名	備考
HEU-1	全熱交換形換気扇	2	天井埋込形 居間・事務所・店舗用	天吊	100φ	80	50	44	1	100	1F 4F	教育相談室 基礎医学2	
HEU-2	全熱交換形換気扇	2	壁掛形 ２パイプ取付タイプ(壁ｽｲｯﾁﾀｲﾌﾟ)	壁掛	75φ	75	40	38	1	100	2F 4F	個別2-1 礼法室	
HEU-3	全熱交換形換気扇	1	床置形 学校用	壁掛	200φ	150	50	63	1	100	3F	視聴覚室	
HEU-4	全熱交換形換気扇	2	天井ｶｾｯﾄ形 業務用　ｲﾝﾃﾘｱﾊﾟﾈﾙ共	天吊	100φ	150	70	80	1	200	4F	家庭科室 防災学習室	
	屋外フード	4	ｽﾃﾝﾚｽ製深形ｽｸｴｱﾌｰﾄﾞ 防虫網付		75φ						2F 4F	個別2-1ｘ2 礼法室ｘ2	
	屋外フード	5	ｽﾃﾝﾚｽ製深形ｽｸｴｱﾌｰﾄﾞ 防虫網付		100φ						1F 4F	教育相談室ｘ2 基礎医学2ｘ1 家庭科室ｘ2	
	屋外フード (防火ﾀﾞﾝﾊﾟｰ付)	1	ｽﾃﾝﾚｽ製深形ｽｸｴｱﾌｰﾄﾞ 防虫網付		100φ						4F	防災学習室	
	屋外フード	2	ｱﾙﾐ製　耐外風形ｳｪｻﾞｰｶﾊﾞｰ		200Φ						3F	視聴覚室ｘ2	
	ｺﾝﾄﾛｰﾙｽｲｯﾁ	7											

●表記電気容量は参考値とする.
●屋外フードは指定色塗装仕上げとする.
●全熱交換器は下記とする.
　１.風量は強モード時とする.(HEU-3は弱モード時とする)
　２.ｺﾝﾄﾛｰﾙｽｲｯﾁは電気工事へ支給すること.(取付は電気工事とする)

（特　記）

徳島県教育委員会 施設整備課

●工事名　Ｒ２徳島視覚支援学校他　屋内運動場棟等空調設備設置工事空調

●図面名　（校舎棟）機器表

●図面番号　AC-14

●縮　尺　NON(A2). NON(A3)

株式会社 ACE（エーシーイ） 設計
〒770-0044　徳島市庄町１丁目６番地２
Tel(088)632-1103(代) fax(088)632-1198

ACP廻り配線参考図

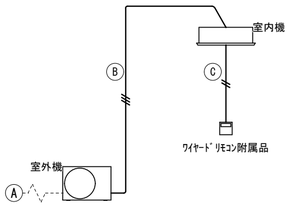

記号	種類	電気	空調	線種	備考
Ⓐ	主電源	○			
Ⓑ	室内外間渡り線		○	EM-EEF1.6mm-3c	冷媒管共巻き施工
Ⓒ	リモコン線		○	EM-CEE1.25mm2-2c	

室外機基礎参考図

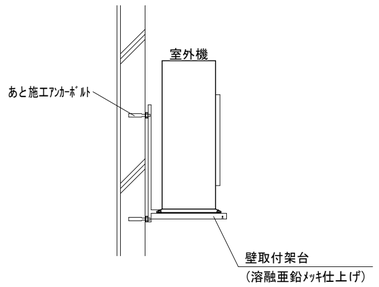

冷媒管露出部保護要領参考図

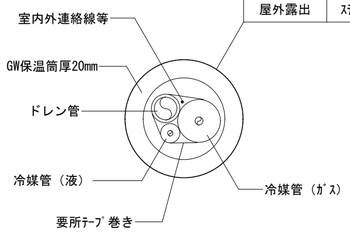

種　別	仕　上　げ
屋内露出	合成樹脂製カバー
屋外露出	ｽﾃﾝﾚｽ鋼板　厚0.2mm以上

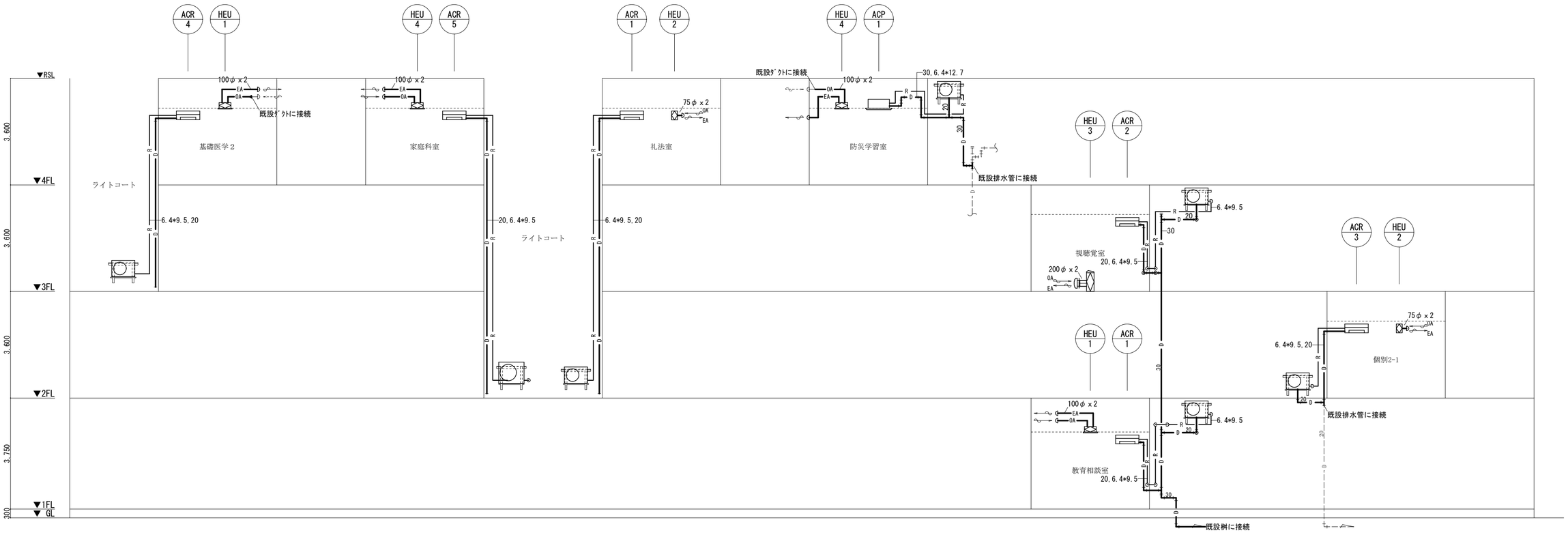

【 改 修 図 】

系統図　S=NON

（特　記）	徳島県教育委員会 施設整備課	●工事名 R２徳島視覚支援学校他　屋内運動場棟等空調設備設置工事空調	●図面番号 AC-15	株式会社 ACE（エーシーイ） 設計
		●図面名 （校舎棟）系統図	●縮　尺 NON	〒770-0044　徳島市庄町１丁目６番地２ Tel(088)632-1103(代) fax(088)632-1198

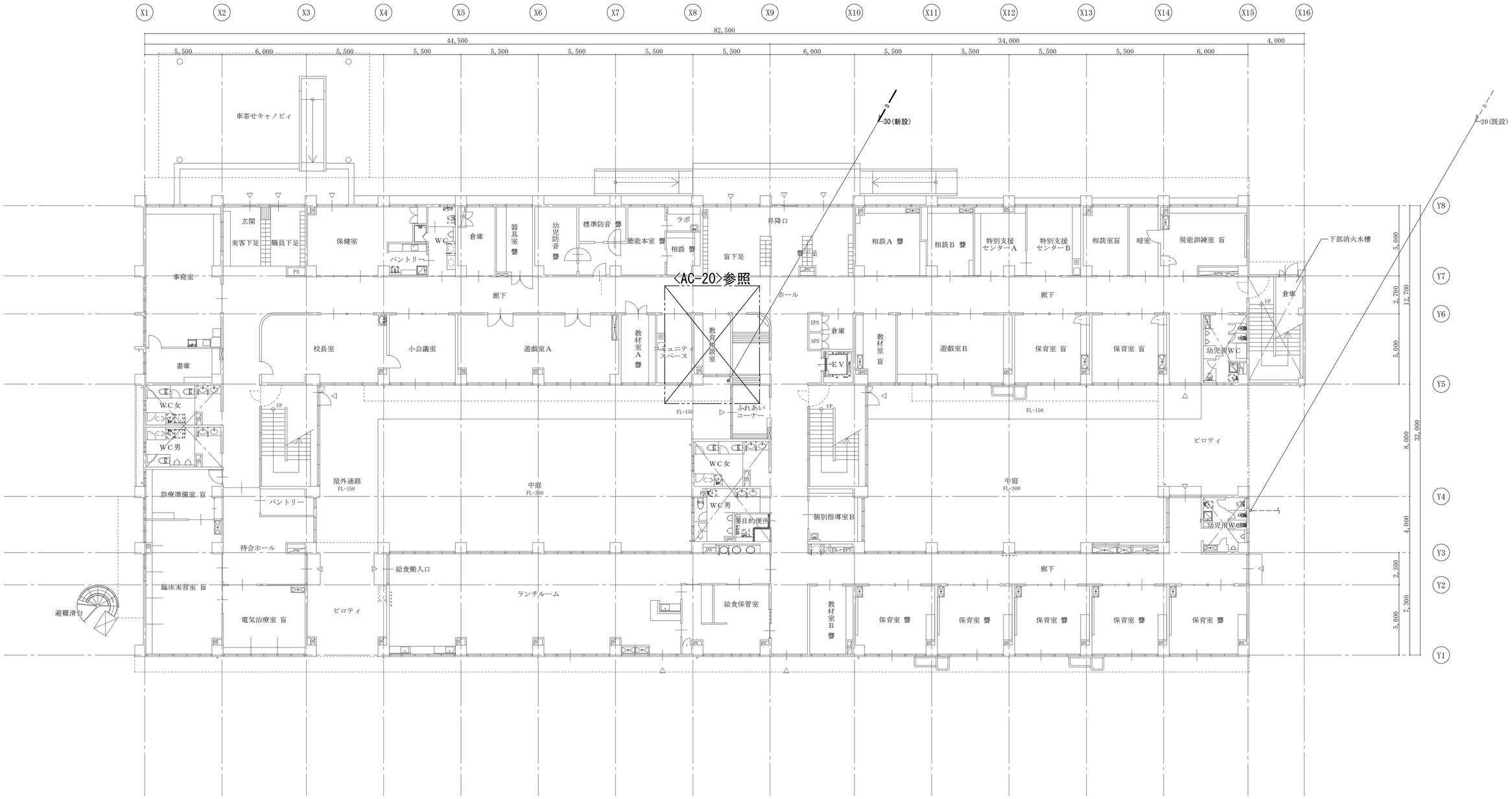

1階全体平面図　S=1/200

（特　記）	徳島県教育委員会 施設整備課	●工事名 R２徳島視覚支援学校他　屋内運動場棟等空調設備設置工事空調	●図面番号 AC-16	株式会社 ACE（エーシーイ） 設計
		●図面名 （校舎棟）１階全体平面図	●縮　尺 1/200(A2)．1/282(A3)	〒770-0044　徳島市庄町１丁目６番地２ Tel(088)632-1103(代) fax(088)632-1198

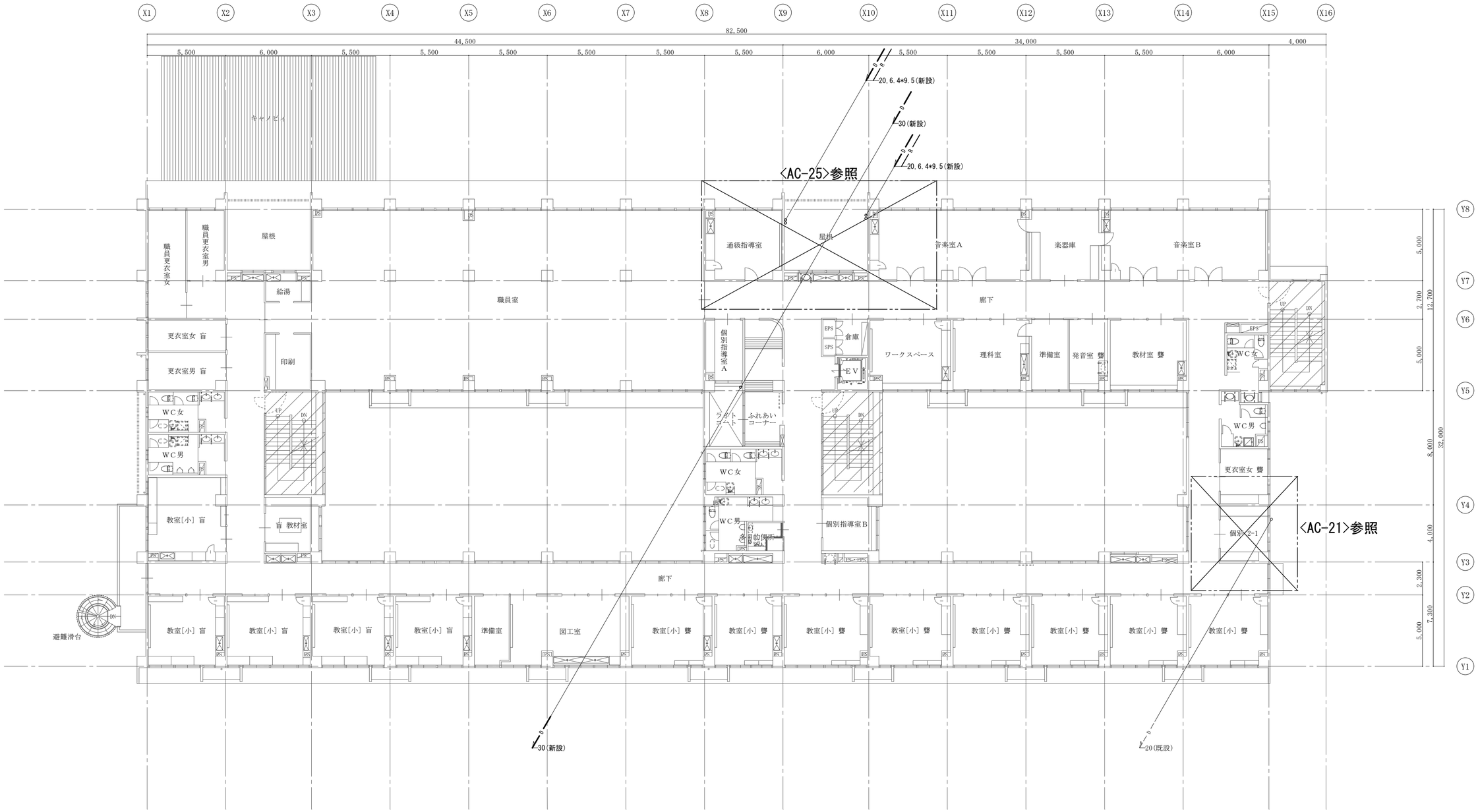

２階全体平面図　　S=1/200

（特　記）	徳島県教育委員会 施設整備課	●工事名 R２徳島視覚支援学校他　屋内運動場棟等空調設備設置工事空調	●図面番号 AC-17	株式会社 ACE（エーシーイ） 設計
		●図面名 （校舎棟）２階全体平面図	●縮　尺 1/200(A2)，1/282(A3)	〒770-0044　徳島市庄町１丁目６番地２ Tel(088)632-1103(代) fax(088)632-1198

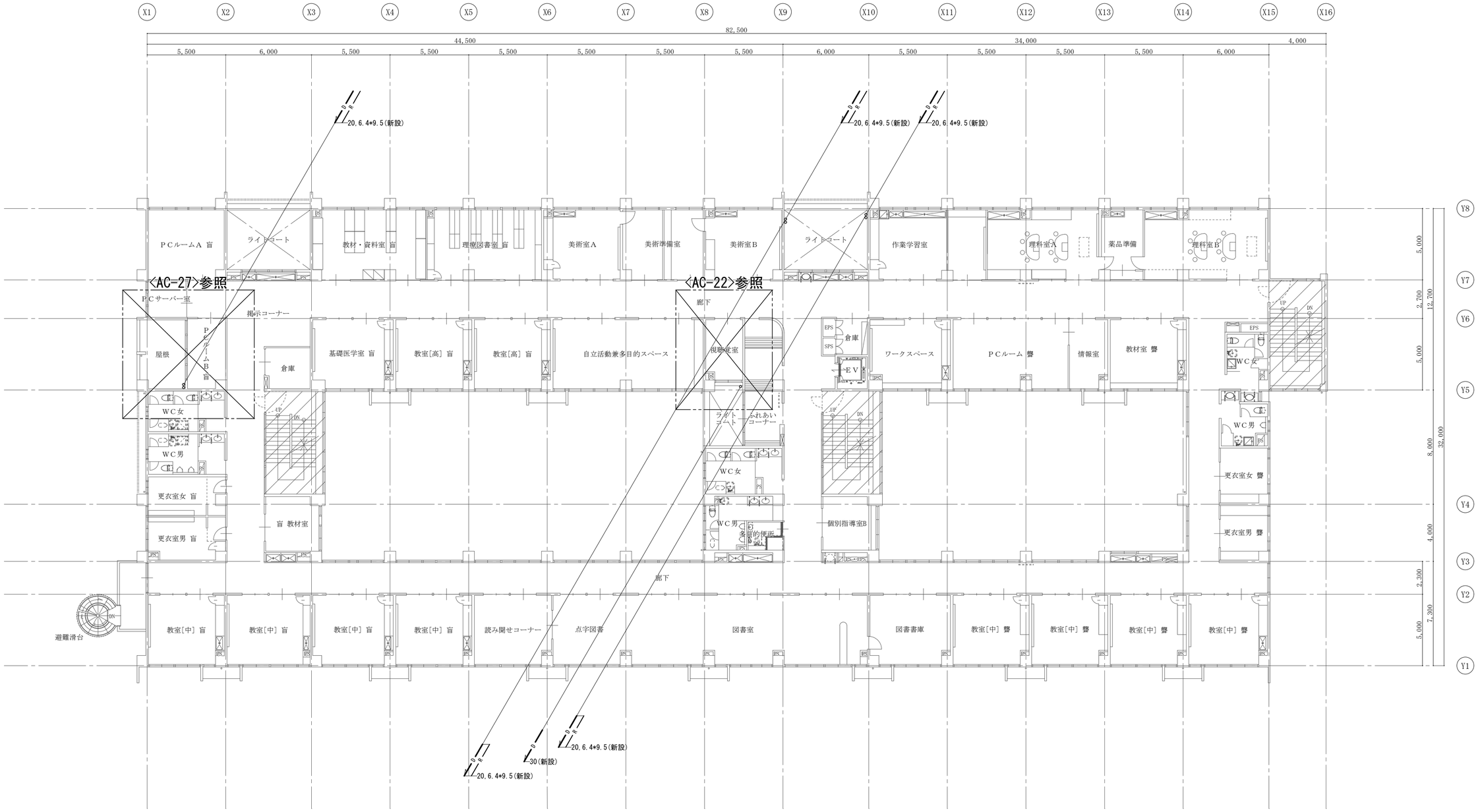

３階全体平面図　　S=1/200

（特　記）	徳島県教育委員会 施設整備課	●工事名 Ｒ２徳島視覚支援学校他　屋内運動場棟等空調設備設置工事空調	●図面番号 AC-18	株式会社 ACE（エーシーイ） 設計
		●図面名 （校舎棟）３階全体平面図	●縮　尺 1/200(A2)．1/282(A3)	〒770-0044　徳島市庄町１丁目６番地２ Tel(088)632-1103(代) fax(088)632-1198

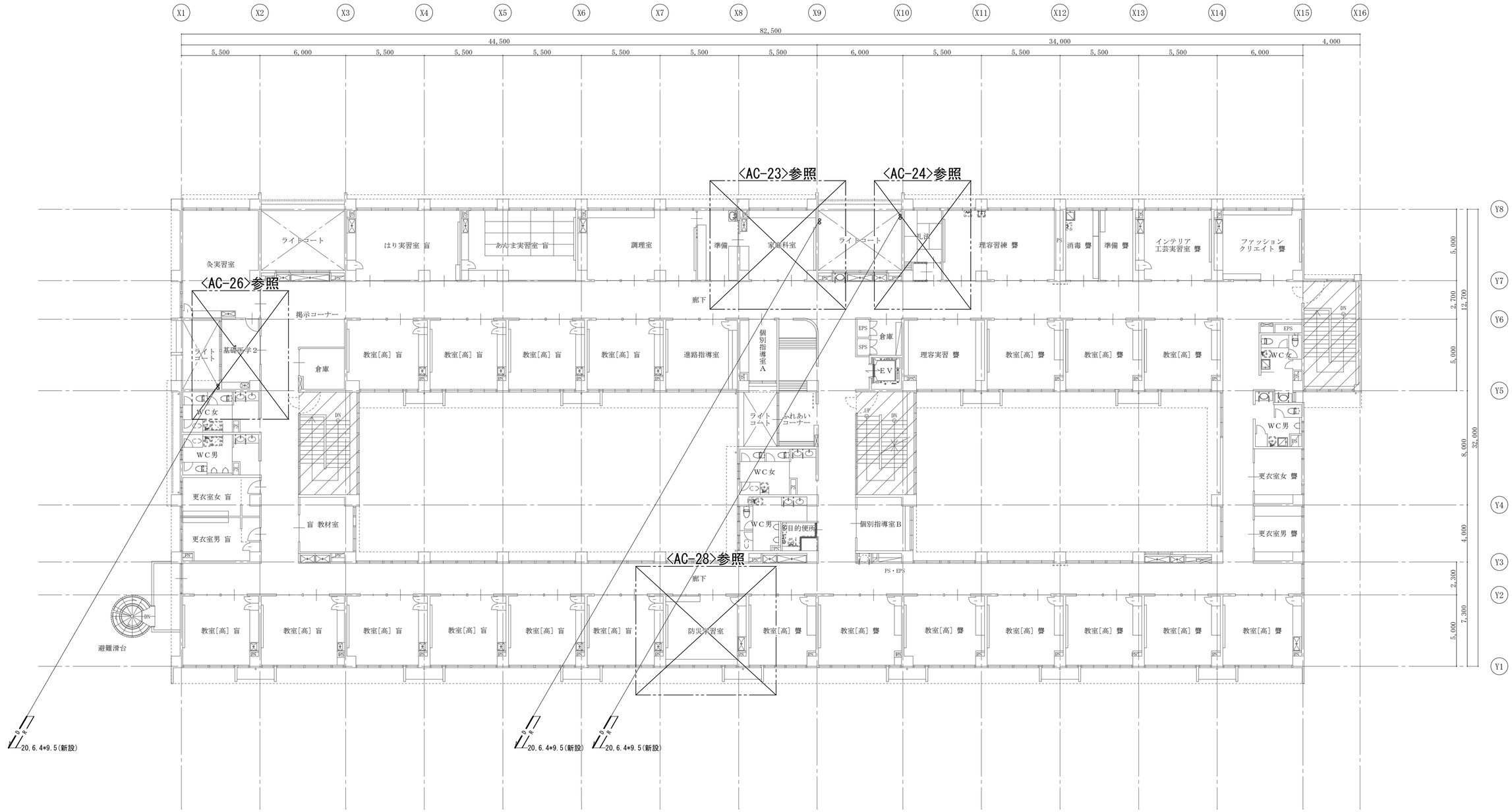

４階全体平面図　　S=1/200

（特　記）

徳島県教育委員会 施設整備課	●工事名 Ｒ２徳島視覚支援学校他　屋内運動場棟等空調設備設置工事空調	●図面番号 AC-19	株式会社 ACE（エーシーイ） 設計
	●図面名 （校舎棟）４階全体平面図	●縮　尺 1/200(A2)，1/282(A3)	〒770-0044　徳島市庄町１丁目６番地２ Tel(088)632-1103(代) fax(088)632-1198

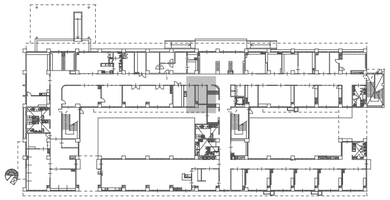

１階平面図　Key Plan

改修リスト

教育相談室	
吹出口	1
VHS 200x200	
BOX 400x400x250	
GW 25t 内貼り	

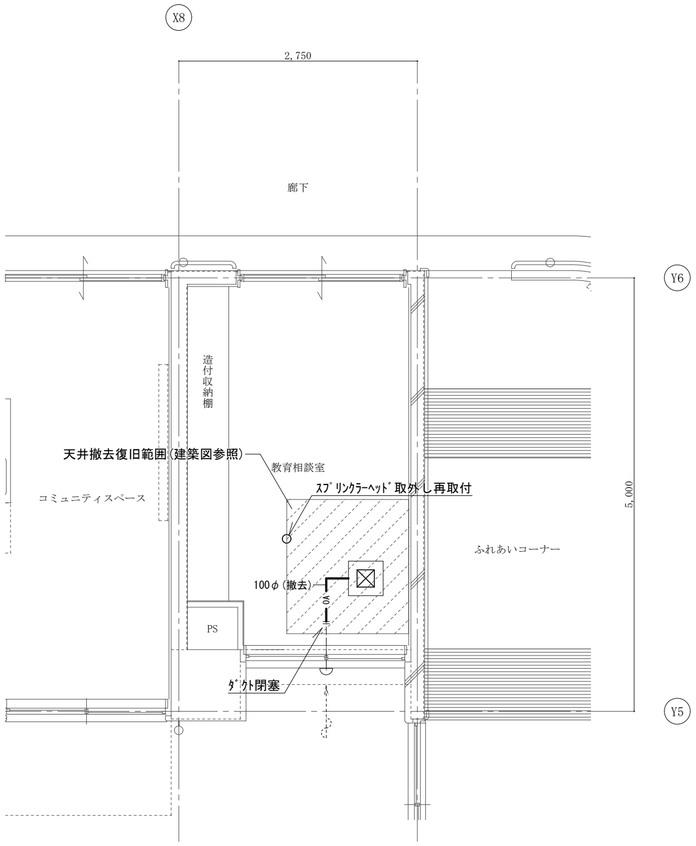

【 現 況 撤 去 図 】

１階　教育相談室　平面詳細図　S=1/50

【注記】
・ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰﾍｯﾄﾞ取外し再取付は巻き出しフレキを調整し
　天井下地から取外し再取付を行う
・ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰﾍｯﾄﾞ取外し再取付時はポンプのバルブを閉め、
　警報装置は切っておくこと

改修前 → 改修後

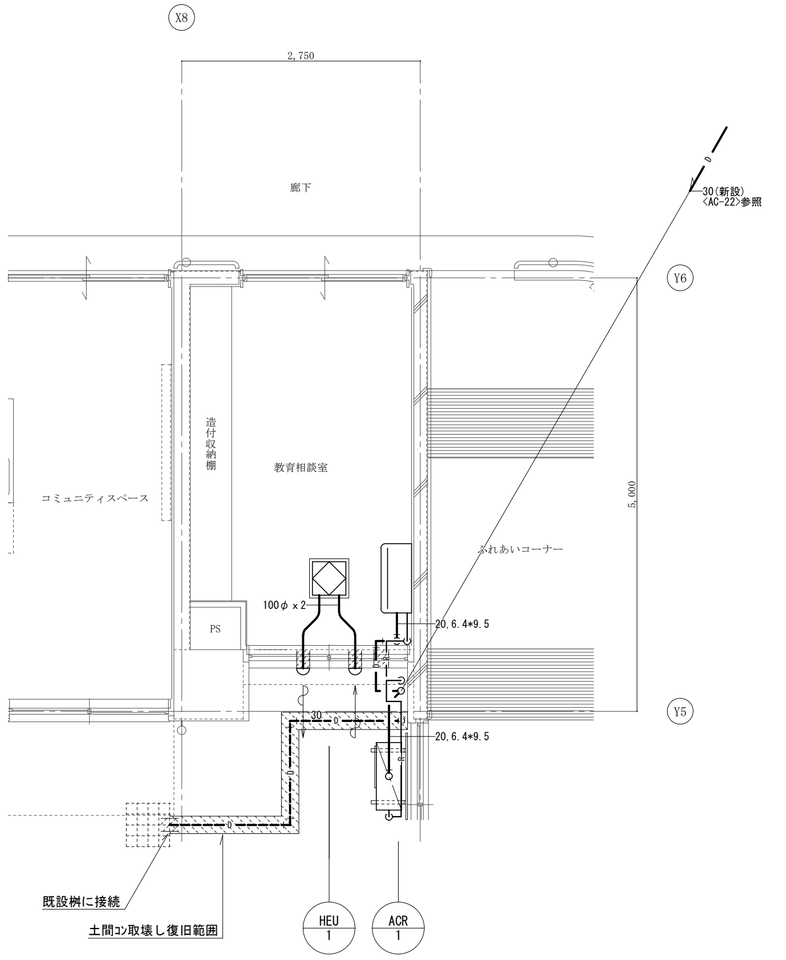

【 改 修 図 】

１階　教育相談室　平面詳細図　S=1/50

【注記】
・図中濃線(太線)配管・ダクトは新設を示す
・ ▨ …壁穴あけ補修を示す

（ 特　記 ）

徳島県教育委員会 施設整備課	●工事名 R２徳島視覚支援学校他　屋内運動場棟等空調設備設置工事空調	●図面番号 AC-20	株式会社 ACE（エーシーイ） 設計
	●図面名 （校舎棟）１階　教育相談室　平面詳細図	●縮　尺 1/50(A2)．1/70(A3)	〒770-0044　徳島市庄町１丁目６番地２ Tel(088)632-1103(代) fax(088)632-1198

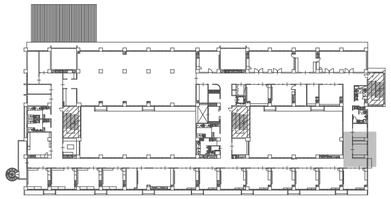

２階平面図　Key Plan

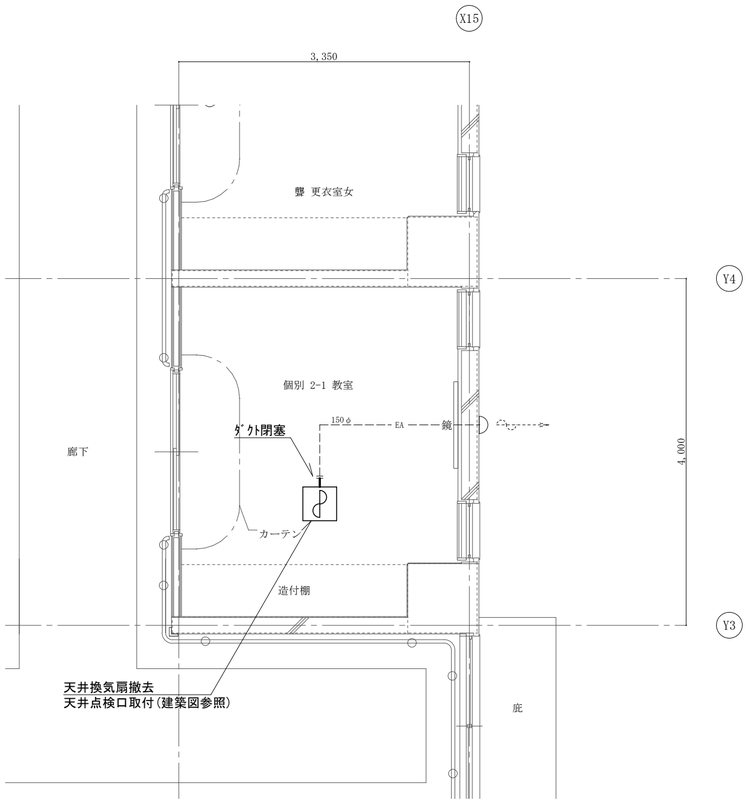

【 現 況 撤 去 図 】

２階　個別 2-1 教室　平面詳細図　S=1/50

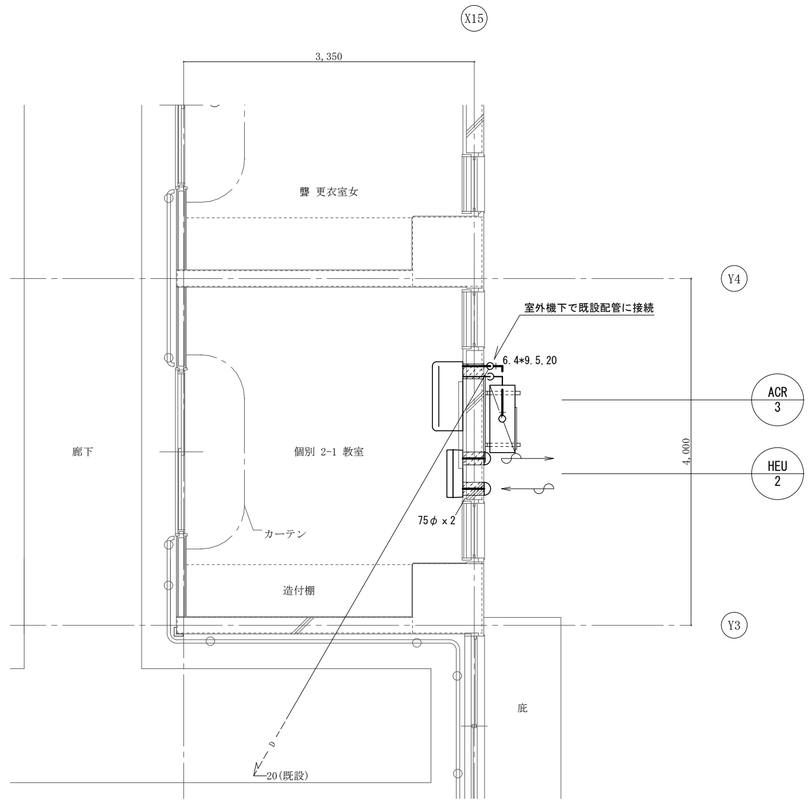

【 改 修 図 】

２階　個別 2-1 教室　平面詳細図　S=1/50

【注記】
・図中濃線(太線)配管・ダクトは新設を示す
・ ▒ …壁穴あけ補修を示す

改修前 → 改修後

（特　記）	徳島県教育委員会 施設整備課	●工事名 R２徳島視覚支援学校他　屋内運動場棟等空調設備設置工事空調	●図面番号 AC-21	株式会社 ACE（エーシーイ） 設計
		●図面名 （校舎棟）２階　個別 2-1 教室　平面詳細図	●縮　尺 1/50(A2)．1/70(A3)	〒770-0044　徳島市庄町１丁目６番地２ Tel(088)632-1103(代) fax(088)632-1198

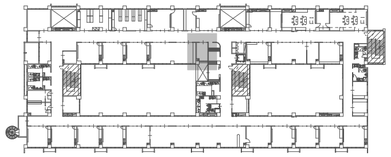

３階平面図　Key Plan

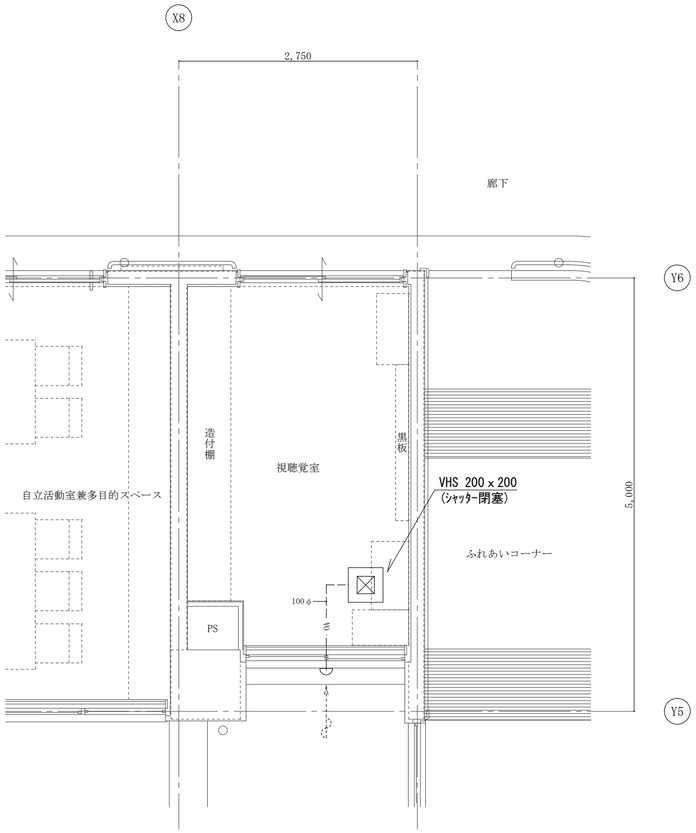

【 現 況 撤 去 図 】

３階　視聴覚室　平面詳細図　S=1/50

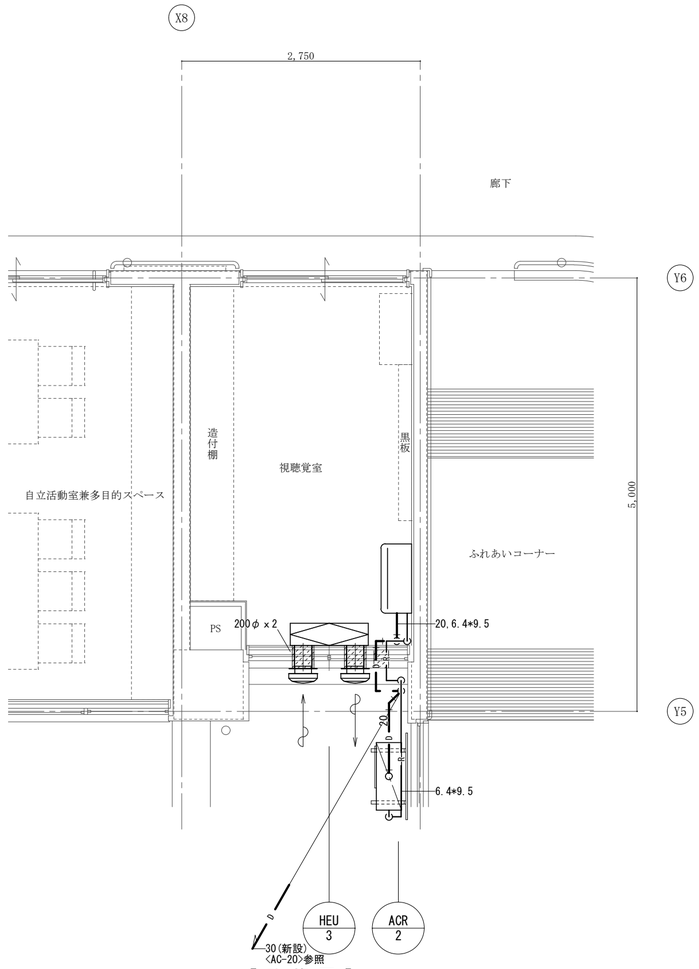

【 改 修 図 】

３階　視聴覚室　平面詳細図　S=1/50

【注記】
・図中濃線(太線)配管・ダクトは新設を示す
・ ▨ …壁穴あけ補修を示す

改修前 → 改修後

（特　記）	徳島県教育委員会 施設整備課	●工事名 R２徳島視覚支援学校他　屋内運動場棟等空調設備設置工事空調	●図面番号 AC-22	株式会社 ACE（エーシーイ） 設計
		●図面名 （校舎棟）３階　視聴覚室　平面詳細図	●縮　尺 1/50(A2)．1/70(A3)	〒770-0044　徳島市庄町１丁目６番地２ Tel(088)632-1103(代) fax(088)632-1198

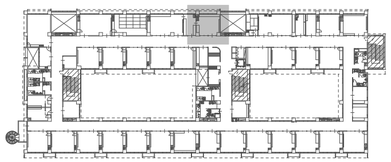

４階平面図　Key Plan

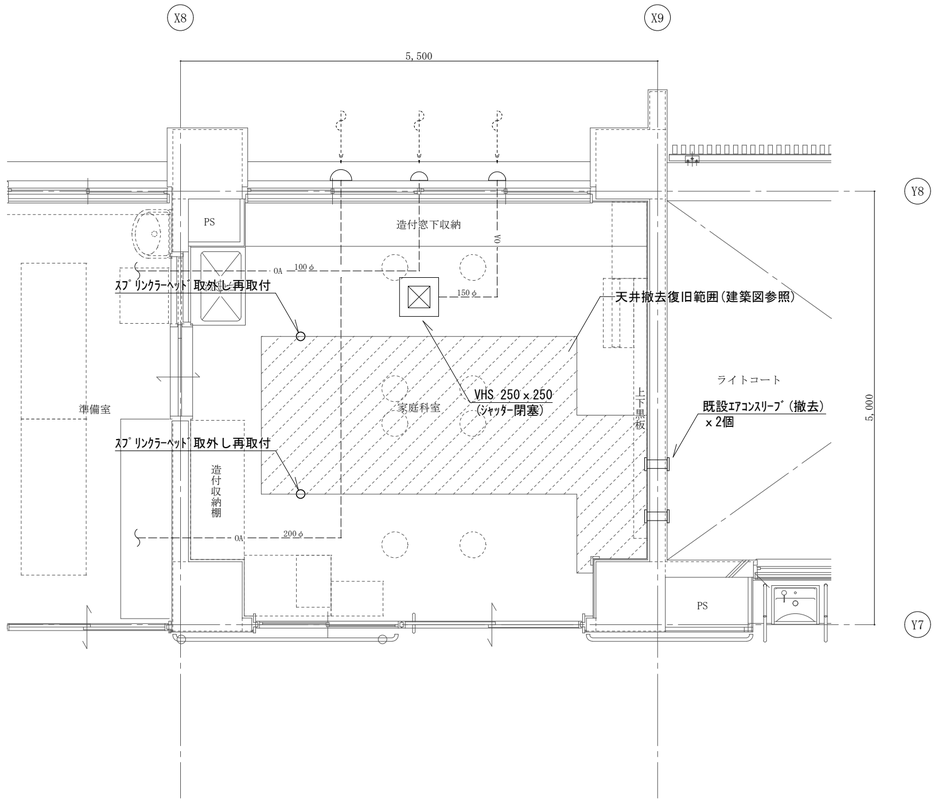

【 現 況 撤 去 図 】

４階　家庭科室　平面詳細図　S=1/50

【注記】
・ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰﾍｯﾄﾞ取外し再取付は巻き出しフレキを調整し
　天井下地から取外し再取付を行う
・ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰﾍｯﾄﾞ取外し再取付時はポンプのバルブを閉め、
　警報装置は切っておくこと

改修前 → 改修後

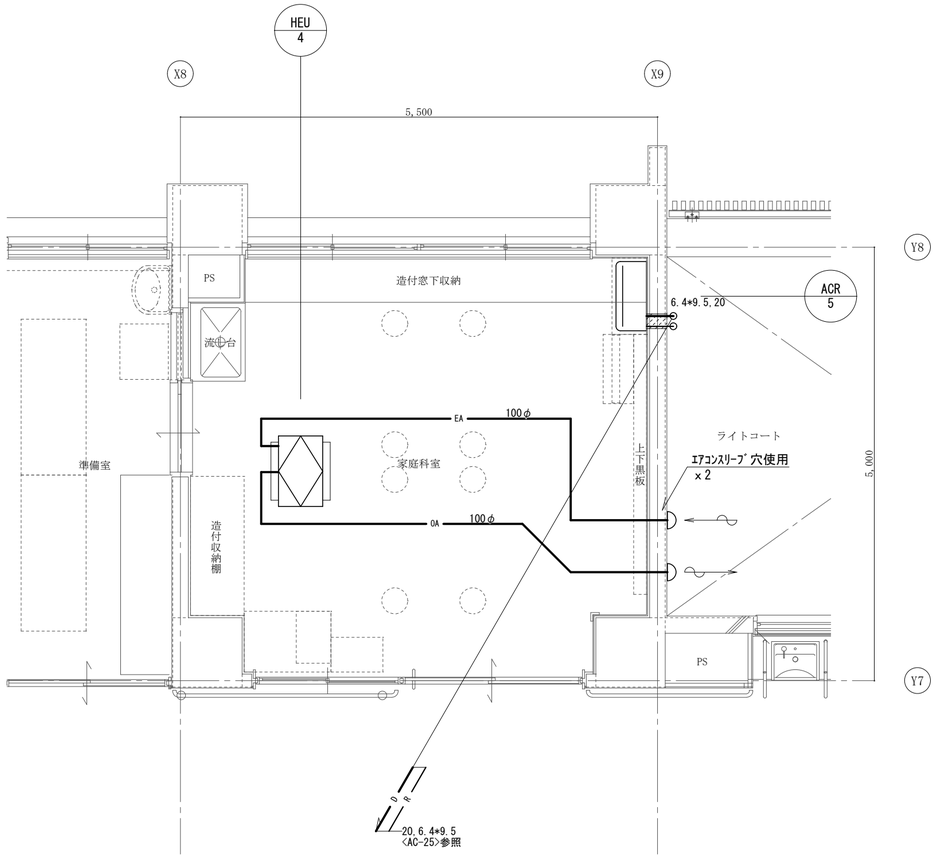

【 改 修 図 】

４階　家庭科室　平面詳細図　S=1/50

【注記】
・図中濃線（太線）配管・ダクトは新設を示す
・▨…壁穴あけ補修を示す

（特　記）	徳島県教育委員会 施設整備課	●工事名 Ｒ２徳島視覚支援学校他　屋内運動場棟等空調設備設置工事空調	●図面番号 AC-23	株式会社 ACE（エーシーイ） 設計 〒770-0044　徳島市庄町１丁目６番地２ Tel(088)632-1103(代) fax(088)632-1198
		●図面名 （校舎棟）４階　家庭科室　平面詳細図	●縮　尺 1/50(A2)．1/70(A3)	

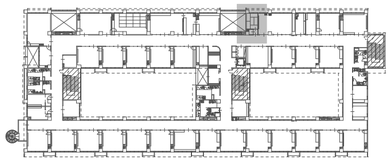

４階平面図　Key Plan

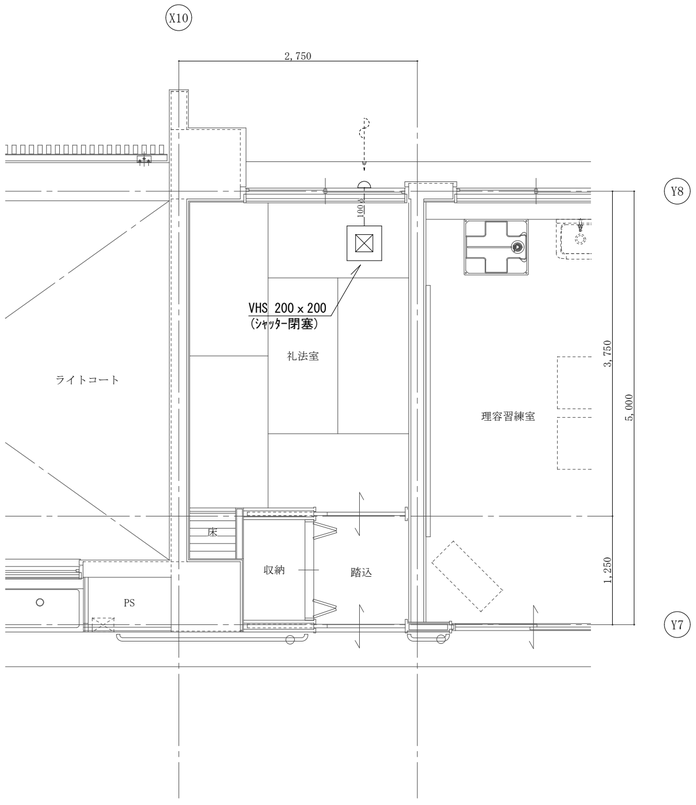

【 現 況 撤 去 図 】

４階礼法室　平面詳細図　S=1/50

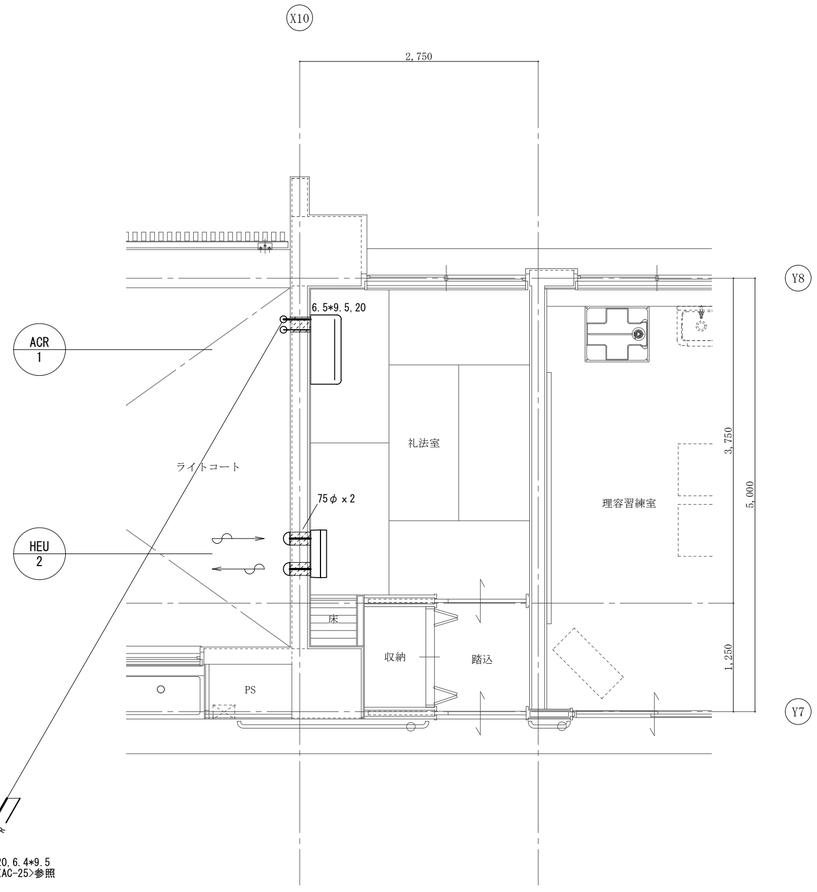

【 改 修 図 】

４階礼法室　平面詳細図　S=1/50

【注記】
・図中濃線(太線)配管・ダクトは新設を示す
・ ▨ …壁穴あけ補修を示す

改修前 → 改修後

（ 特　記 ）

徳島県教育委員会 施設整備課	●工事名 R２徳島視覚支援学校他　屋内運動場棟等空調設備設置工事空調	●図面番号 AC-24	株式会社 ACE（エーシーイ） 設計
	●図面名 （校舎棟） ４階　礼法室　平面詳細図	●縮　尺 1/50(A2)，1/70(A3)	〒770-0044　徳島市庄町１丁目６番地２ Tel(088)632-1103(代) fax(088)632-1198

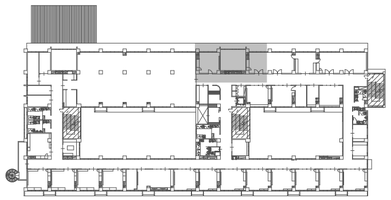

２階平面図　Key Plan

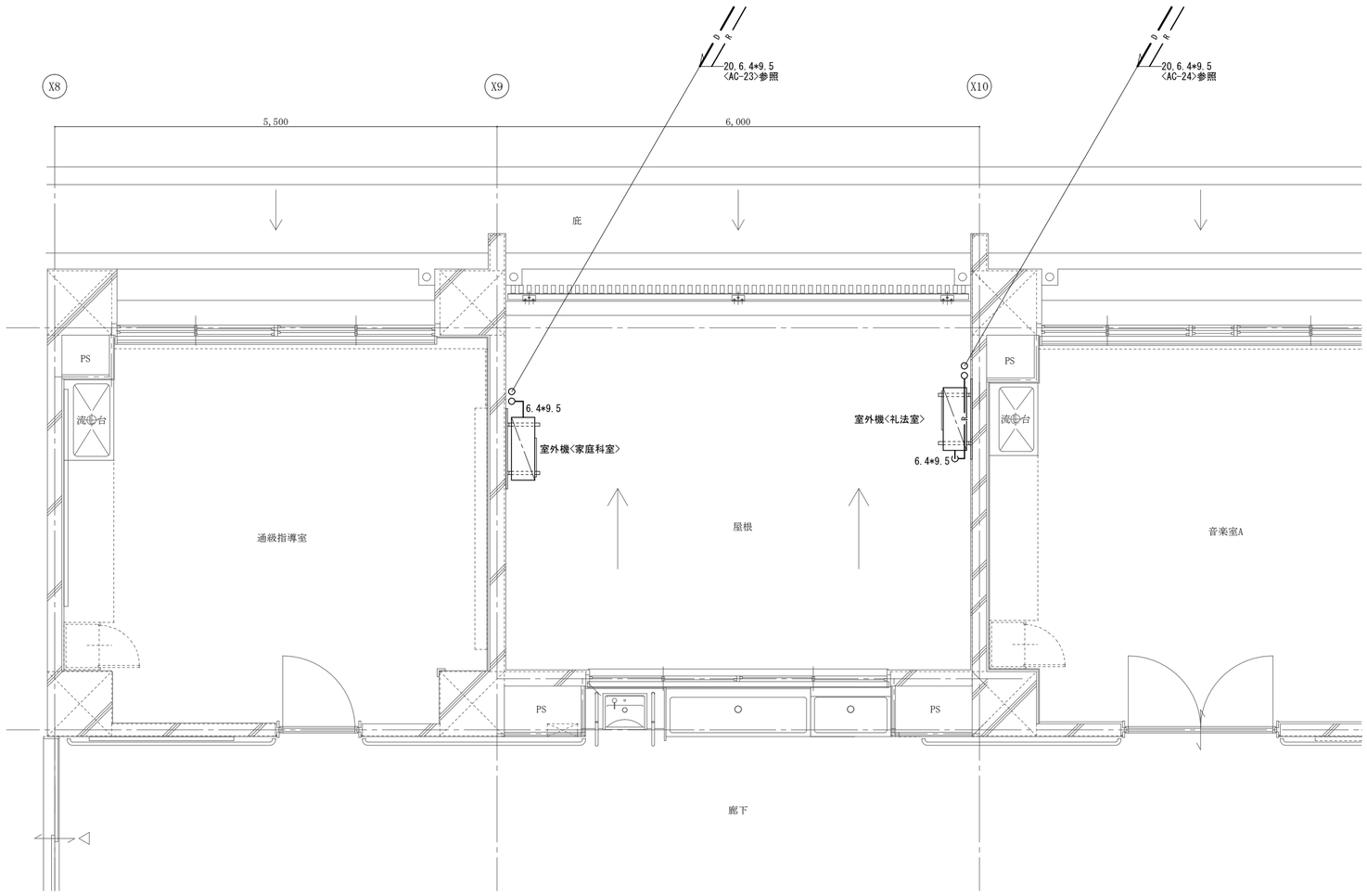

【 改 修 図 】

２階屋根　平面詳細図　S=1/50

【注記】
・図中濃線(太線)配管・ダクトは新設を示す
・▨…壁穴あけ補修を示す

（特　記）	徳島県教育委員会 施設整備課	●工事名 Ｒ２徳島視覚支援学校他　屋内運動場棟等空調設備設置工事空調	●図面番号 AC-25	株式会社 ACE（エーシーイ） 設計 〒770-0044　徳島市庄町１丁目６番地２ Tel(088)632-1103(代) fax(088)632-1198
		●図面名 （校舎棟）２階　屋根　平面詳細図	●縮　尺 1/50(A2). 1/70(A3)	

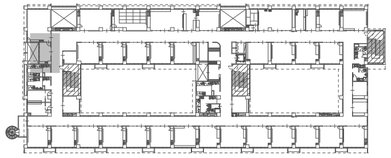

４階平面図　Key Plan

撤去リスト

基礎医学２	
吹出口	1
VHS 250×250	
BOX 450×450×350	
GW 25t 内貼り	

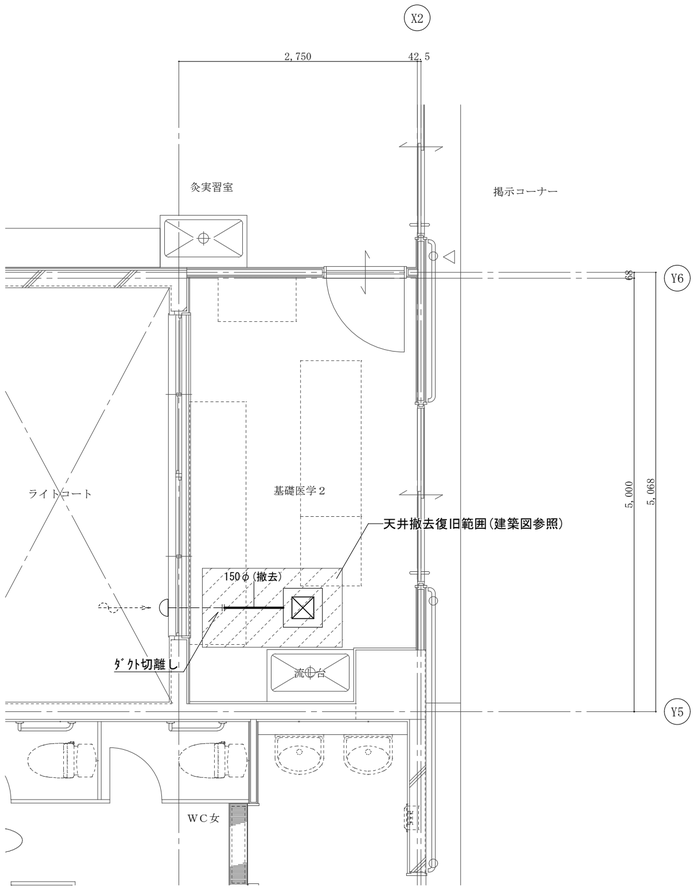

【 現 況 撤 去 図 】

４階　基礎医学２室　平面詳細図　S=1/50

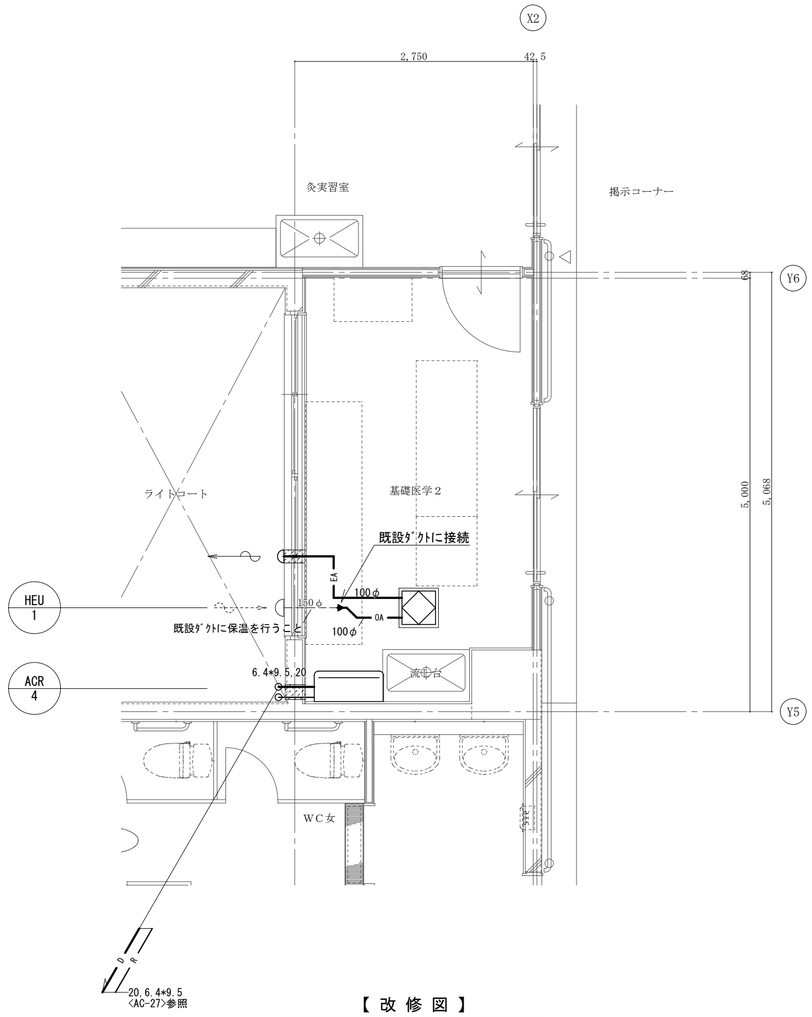

【 改 修 図 】

４階　基礎医学２室　平面詳細図　S=1/50

【注記】
・図中濃線（太線）配管・ダクトは新設を示す
・▨…壁穴あけ補修を示す

改修前 → 改修後

（特　記）

徳島県教育委員会 施設整備課	●工事名 R２徳島視覚支援学校他　屋内運動場棟等空調設備設置工事空調	●図面番号 AC-26	株式会社 ACE（エーシーイ） 設計
	●図面名 （校舎棟）４階　基礎医学２室　平面詳細図	●縮　尺 1/50(A2)．1/70(A3)	〒770-0044　徳島市庄町１丁目６番地２ Tel(088)632-1103(代) fax(088)632-1198

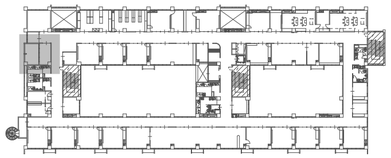

３階平面図　Key Plan

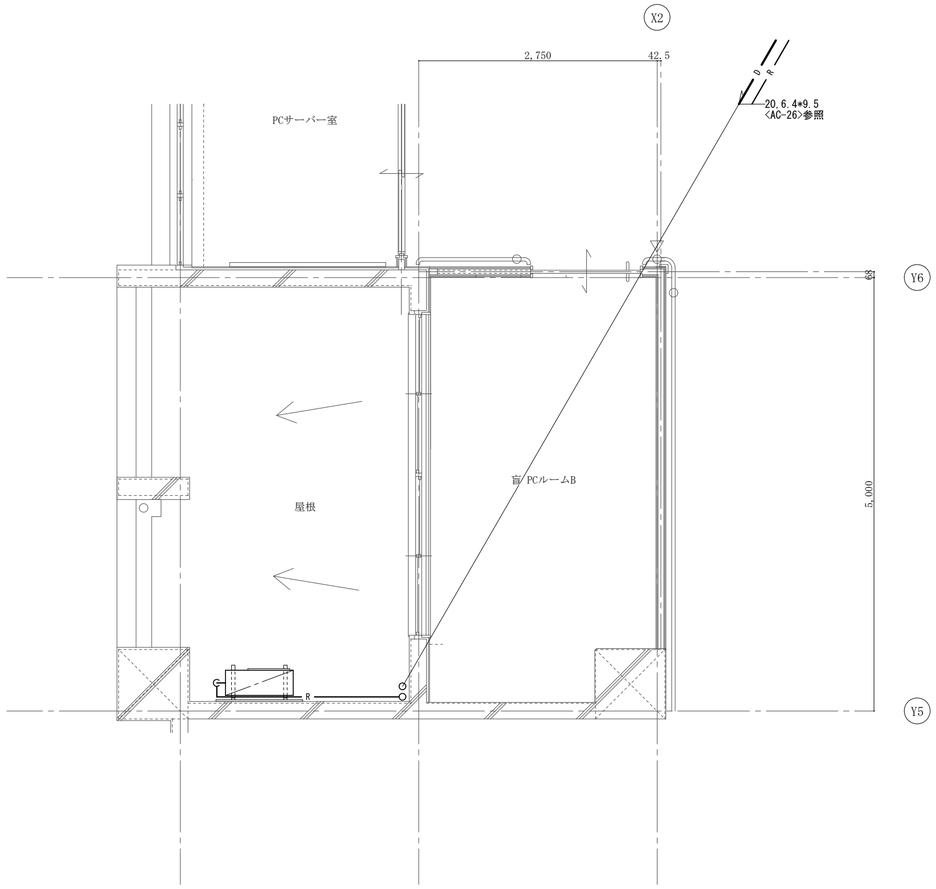

【 改 修 図 】

３階　屋根　平面詳細図　S=1/50

【注記】
・図中濃線(太線)配管・ダクトは新設を示す
・ ▨ …壁穴あけ補修を示す

（特　記）	徳島県教育委員会 施設整備課	●工事名 R２徳島視覚支援学校他　屋内運動場棟等空調設備設置工事空調	●図面番号 AC-27	株式会社 ACE（エーシーイ） 設計
		●図面名 （校舎棟）３階　屋根　平面詳細図	●縮　尺 1/50(A2)．1/70(A3)	〒770-0044　徳島市庄町１丁目６番地２ Tel(088)632-1103(代) fax(088)632-1198

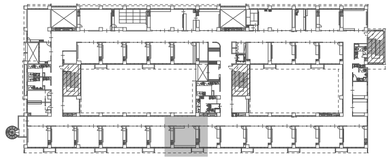

４階平面図　Key Plan

撤去リスト

防災学習室	
吹出口	1
VHS 200x200	
BOX 400x400x250	
GW 25t 内貼り	

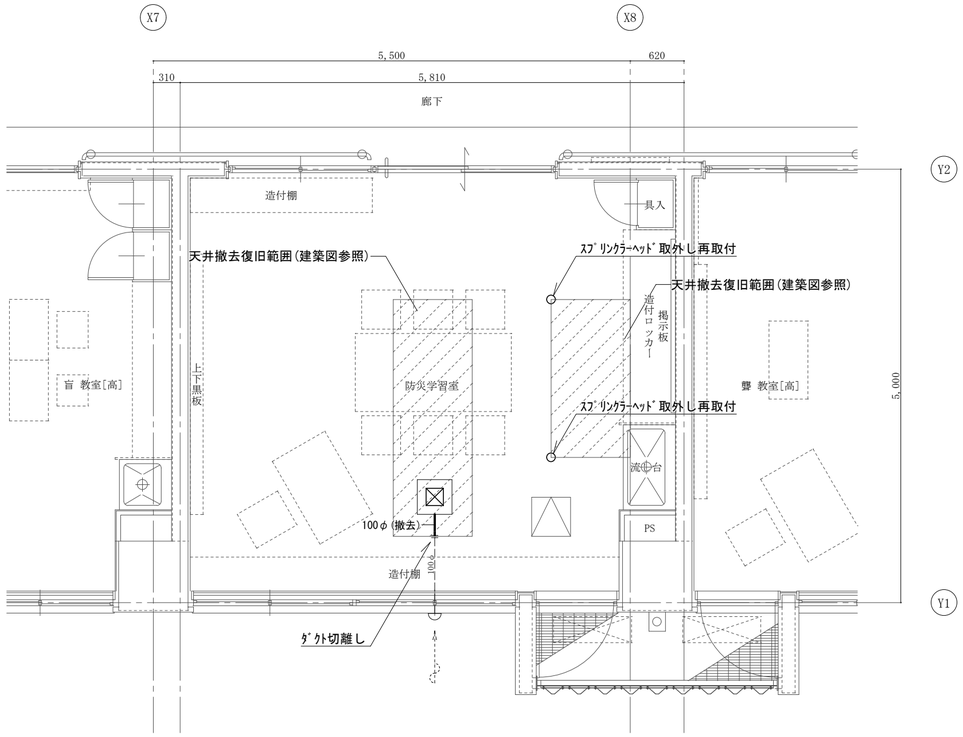

【 現 況 撤 去 図 】

４階　防災学習室　平面詳細図　S=1/50

【注記】
・ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰﾍｯﾄﾞ取外し再取付は巻き出しフレキを調整し
　天井下地から取外し再取付を行う
・ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰﾍｯﾄﾞ取外し再取付時はポンプのバルブを閉め、
　警報装置は切っておくこと

改修前 → 改修後

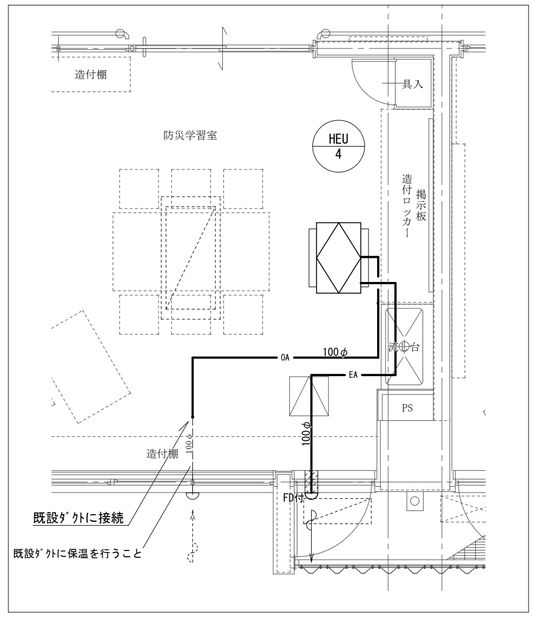

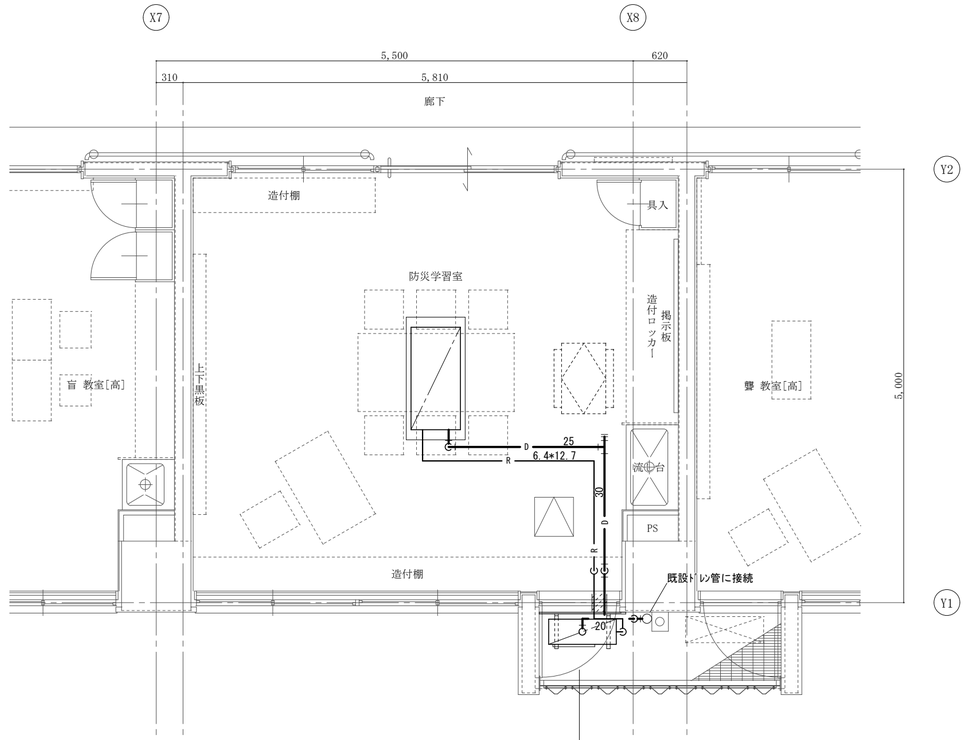

【 改 修 図 】

４階　防災学習室　平面詳細図　S=1/50

ACP
1

【注記】
・図中濃線(太線)配管・ダクトは新設を示す
・ ▒ …壁穴あけ補修を示す

（ 特　記 ）

徳島県教育委員会　施設整備課	●工事名　Ｒ２徳島視覚支援学校他　屋内運動場棟等空調設備設置工事空調	●図面番号　AC-28	株式会社 ACE（エーシーイー） 設計
	●図面名　（校舎棟）４階　防災学習室　平面詳細図	●縮　尺　1/50(A2)．1/70(A3)	〒770-0044　徳島市庄町１丁目６番地２ Tel(088)632-1103(代) fax(088)632-1198